

令和 8 年 第 1 回 定 例 市 議 会 議 案

(そ の 1)

岸 和 田 市

令和 8 年第 1 回定例市議会議案（その 1）

議案番号	件名	備考・頁
報告第 1 号	専決処分の報告について	P. 5
議案第 1 号	専決処分の承認を求めるについて (令和 7 年度岸和田市一般会計補正予算 (第 5 号))	P. 9
議案第 2 号	一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について	P. 37
議案第 3 号	岸和田市火災予防条例の一部改正について	P. 73
議案第 4 号	令和 7 年度岸和田市一般会計補正予算 (第 6 号)	P. 77
議案第 5 号	令和 7 年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算 (第 3 号)	P. 87
議案第 6 号	令和 7 年度岸和田市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	P. 91
議案第 7 号	令和 7 年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	P. 95
議案第 8 号	令和 7 年度岸和田市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)	P. 99
議案第 9 号	令和 7 年度岸和田市病院事業会計補正予算 (第 3 号)	P. 101
議案第 10 号	指定管理者の指定について (岸和田だんじり会館)	P. 103
議案第 11 号	指定管理者の指定について (岸和田城)	P. 105
議案第 12 号	指定管理者の指定について (岸和田市二の丸広場観光交流センター)	P. 107
議案第 13 号	指定管理者の指定について (岸和田市営駐車場)	P. 109

議案番号	件名	備考・頁
議案第14号	工事請負契約の締結について (岸和田市総合体育館電灯設備改修工事)	P. 111
議案第15号	工事請負契約の締結について (都市計画道路田治米畑町線道路築造工事)	P. 113
議案第16号	市道路線の認定及び廃止について	P. 115
議案第17号	教育委員会の教育長任命につき同意を求めるについて	別途送付

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野英利

専決処分第15号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和7年12月18日処分

岸和田市長 佐野英利

記

損害賠償の発生原因	金額
公用車運転中における フェンス損壊事故	177,320円 (フェンス修繕費)

議案第1号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野英利

専決処分第 1 号

令和 7 年度岸和田市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度岸和田市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143,545千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,934,658千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 19 日 処分

岸和田市長 佐野 英利

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 府支出金		7,678,845	143,545	7,822,390
	03 委託金	549,501	143,545	693,046
歳入合計		96,791,113	143,545	96,934,658

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費		8,859,476	143,545	9,003,021
	04 選挙費	196,157	143,545	339,702
歳 出 合 計		96,791,113	143,545	96,934,658

各會計事項別明細書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 府支出金	7,678,845	143,545	7,822,390
歳入合計	96,791,113	143,545	96,934,658

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
02 総務費	8,859,476	143,545	9,003,021
歳出合計	96,791,113	143,545	96,934,658

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	143,545	0	0	0
0	143,545	0	0	0

2 歳 入

(款) 16 府支出金 (項) 03 委託金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 府支出金	7,678,845	143,545	7,822,390
03 委託金	549,501	143,545	693,046
01 総務費委託金	491,791	143,545	635,336

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
04 選挙費委託金	143,545	衆議院議員総選挙費等委託金 知事選挙費委託金	76,013 (選挙管理委員会事務局) 67,532 (選挙管理委員会事務局)

3 歳 出

(款) 02 総務費 (項) 04 選挙費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	8,859,476	143,545	9,003,021	143,545	0	0	0
04 選挙費	196,157	143,545	339,702	143,545	0	0	0
05 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費	0	76,013	76,013	76,013	0	0	0
06 知事選挙費	0	67,532	67,532	67,532	0	0	0

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
01 報酬	14,977	126700	01 報酬 14,977
03 職員手当等	19,000	衆議院議員総選挙及び 最高裁判所裁判官国民 審査事業 (選挙管理委員会事務局)	非常勤職員報酬 2,138 会計年度任用職員報酬 12,839
07 報償費	337		03 職員手当等 19,000 超過勤務手当 17,700 管理職員特別勤務手当 1,300
08 旅費	123		07 報償費 337 報償金 337
10 需用費	2,065		08 旅費 123 費用弁償 2 普通旅費 9 会計年度任用職員費用弁償 112
11 役務費	14,593		10 需用費 2,065 消耗品費 761 燃料費 20 食糧費 618 印刷製本費 563 修繕料 103
12 委託料	14,730		11 役務費 14,593 通信運搬費 12,156 手数料 2,437
13 使用料及び賃借料	3,373		12 委託料 14,730 その他の委託料 14,730
17 備品購入費	6,815		13 使用料及び賃借料 3,373 電算機器・システム使用料 215 車両借上料 840 会場等借上料 828 その他の使用料及び賃借料 1,490
		76,013	17 備品購入費 6,815 庁用器具費 3,500 機械器具費 3,300 図書購入費 15
01 報酬	14,961	138100	01 報酬 14,961
03 職員手当等	19,000	知事選挙事業 (選挙管理委員会事務局)	非常勤職員報酬 2,122 会計年度任用職員報酬 12,839
07 報償費	337		03 職員手当等 19,000 超過勤務手当 17,700 管理職員特別勤務手当 1,300
08 旅費	120		07 報償費 337 報償金 337
10 需用費	1,520		08 旅費 120 費用弁償 2 普通旅費 6 会計年度任用職員費用弁償 112
11 役務費	2,190		10 需用費 1,520 消耗品費 771 燃料費 17 食糧費 316 印刷製本費 349
12 委託料	17,400		
13 使用料及び賃借料	4,939		

(款) 02 総務費 (項) 04 選挙費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
17 備品購入費	7,065		修繕料 67
			11 役員費 2,190
			通信運搬費 430
			手数料 1,760
			12 委託料 17,400
			その他の委託料 17,400
			13 使用料及び賃借料 4,939
			電算機器・システム使用料 3,250
			会場等借上料 345
			その他の使用料及び賃借料 1,344
17 備品購入費 7,065			
庁用器具費 3,750			
機械器具費 3,300			
図書購入費 15			

1) 補正予算給与費明細書

1) 補正予算給与費明細書

1 特別職

区	分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	長 等	人 4	千円	千円 39,279	千円 29,933	千円 69,212	千円 12,795	千円 82,007	
	議 員	24	173,883		73,030	246,913	46,796	293,709	
	そ の 他	2,675	225,938			225,938		225,938	
	計	2,703	399,821	39,279	102,963	542,063	59,591	601,654	
補 正 前	長 等	4		39,279	29,933	69,212	12,795	82,007	
	議 員	24	173,883		73,030	246,913	46,796	293,709	
	そ の 他	2,392	221,678			221,678		221,678	
	計	2,420	395,561	39,279	102,963	537,803	59,591	597,394	
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	
	議 員	0	0		0	0	0	0	
	そ の 他	283	4,260			4,260		4,260	
	計	283	4,260	0	0	4,260	0	4,260	

2 一 般 職

(1) 総 括

(一般会計)

区 分	職 員 数				給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	会 計 年 度 任 用 職 員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,379	人 1	人 41	人 (2,292)	千円 2,151,753	千円 5,588,078	千円 4,868,285	千円 12,608,116	千円 2,166,259	千円 14,774,375	
補 正 前	1,379	1	41	(1,870)	2,126,075	5,588,078	4,830,285	12,544,438	2,166,259	14,710,697	
比 較	0	0	0	(422)	25,678	0	38,000	63,678	0	63,678	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		補 正 後	千円 361,231
補 正 前		325,831	7,830
比 較		35,400	2,600

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数			給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,379	人 1	人 41	千円	千円 5,588,078	千円 4,298,996	千円 9,887,074	千円 1,852,777	千円 11,739,851	
補 正 前	1,379	1	41		5,588,078	4,260,996	9,849,074	1,852,777	11,701,851	
比 較	0	0	0		0	38,000	38,000	0	38,000	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	超 過 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 361,231	千円 10,430
	補 正 前	325,831	7,830
	比 較	35,400	2,600

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	会計年度任用職員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 (2,292)	千円 2,151,753	千円	千円 569,289	千円 2,721,042	千円 313,482	千円 3,034,524	
補 正 前	(1,870)	2,126,075		569,289	2,695,364	313,482	3,008,846	
比 較	(422)	25,678		0	25,678	0	25,678	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	千円 25,678	1	その他の増減分	千円 25,678	
職員手当	38,000	1	その他の増減分	38,000 超過勤務手当 35,400 管理職員特別勤務手当 2,600	

議案第 2 号

一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用
職員の給与等に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与
等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

岸和田市長 佐 野 英 利

一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条関係）

ア 教育職給料表（一）

(単位：円)

区分	等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短	1	487,800	417,900	313,300	249,800	214,600
	2	489,300	419,300	315,200	252,600	216,100
	3	490,800	420,700	317,100	255,300	217,600
	4	492,300	422,100	319,000	257,900	219,100
	5	493,700	423,600	320,900	260,700	221,000
	6	494,500	424,900	322,100	262,300	222,900
	7	495,300	426,300	323,300	263,900	224,800
	8	496,000	427,700	324,600	265,400	226,700
	9	496,900	428,900	325,900	266,900	228,600
	10	497,700	430,200	328,000	267,300	230,700
	11	498,500	431,600	330,000	267,800	232,700
	12	499,300	433,000	332,000	268,300	234,600
	13	499,900	434,100	333,700	268,800	236,400
	14	500,700	435,600	335,800	269,700	238,900
	15	501,500	437,100	337,800	270,600	241,300
	16	502,300	438,700	339,800	271,500	243,800
	17	503,200	440,300	342,000	272,400	246,300
	18	504,000	441,800	343,900	273,600	248,900
	19	504,600	443,400	346,000	274,800	251,300
	20	505,200	445,000	348,100	275,900	253,700

時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	21	505,800	446,600	350,200	276,700	256,100
	22	506,400	448,200	352,100	279,300	257,700
	23	507,000	449,800	354,000	282,000	259,200
	24	507,600	451,300	355,800	284,700	260,700
	25	508,200	452,800	357,600	287,300	262,100
	26	508,800	454,100	359,300	289,400	262,500
	27	509,400	455,400	360,900	291,400	262,900
	28	510,000	456,700	362,500	293,300	263,300
	29	510,600	458,100	364,200	294,900	263,600
	30		459,300	366,000	296,600	264,300
	31		460,400	367,800	298,300	264,900
	32		461,600	369,600	300,100	265,600
	33		462,900	371,400	301,800	266,300
	34		464,100	373,200	303,700	267,400
	35		465,500	375,000	305,600	268,400
	36		467,000	376,800	307,500	269,400
	37		468,400	378,500	309,300	269,900
	38		469,900	380,200	310,500	271,400
	39		471,400	382,100	311,700	272,900
	40		472,900	383,900	312,800	274,400
	41		474,300	385,900	313,900	276,200
	42		475,200	387,700	315,900	276,800
	43		476,100	389,700	317,900	277,400
	44		477,000	391,600	319,800	278,100
	45		477,600	393,600	321,500	278,700
	46		478,500	395,400	323,400	279,500
	47		479,400	397,300	325,300	280,300
	48		480,100	399,100	327,200	281,000
	49		480,600	401,100	328,900	281,700
	50		481,100	402,800	330,900	282,400
	51		481,600	404,500	332,900	283,200

52		482,100	406,300	334,800	284,000
53		482,500	407,900	336,700	284,700
54		483,100	409,500	338,700	285,300
55		483,500	411,100	340,700	286,000
56		483,900	412,700	342,600	286,600
57		484,200	414,300	344,500	287,200
58		484,600	415,600	346,200	287,900
59		485,000	416,900	347,900	288,700
60		485,400	418,200	349,600	289,400
61		485,800	419,400	351,400	290,200
62			420,600	353,300	291,000
63			421,900	355,200	291,800
64			423,200	357,100	292,500
65			424,300	359,000	293,400
66			425,700	360,800	294,400
67			427,000	362,700	295,400
68			428,400	364,800	296,200
69			429,800	366,400	297,100
70			431,200	368,200	297,900
71			432,600	370,100	298,800
72			434,000	372,000	299,500
73			435,200	373,900	300,300
74			436,600	375,800	301,000
75			438,000	377,700	301,700
76			439,400	379,600	302,500
77			440,600	381,500	303,300
78			441,700	383,300	304,000
79			442,900	385,100	304,800
80			444,000	387,000	305,600
81			445,000	389,000	306,400
82			445,700	390,600	307,300

83			446,400	392,200	308,200
84			447,100	393,800	309,000
85			447,700	395,500	309,600
86			448,400	396,900	310,400
87			449,100	398,300	311,100
88			449,800	399,700	311,900
89			450,300	401,000	312,800
90			450,900	402,300	313,600
91			451,500	403,600	314,500
92			452,100	404,900	315,400
93			452,600	406,200	316,000
94			452,800	407,300	316,900
95			453,000	408,500	317,800
96			453,200	409,700	318,600
97			453,400	410,900	319,400
98			453,600	412,100	320,200
99			453,800	413,300	321,000
100			454,000	414,600	321,800
101			454,200	415,800	322,500
102			454,400	416,900	323,300
103			454,600	418,000	324,100
104			454,800	419,100	324,900
105			455,000	420,000	325,600
106			455,200	421,100	326,400
107			455,400	422,200	327,100
108			455,600	423,300	327,800
109			455,800	424,100	328,300
110				424,900	328,800
111				425,800	329,300
112				426,600	329,800
113				427,300	330,300

114				427,800	330,800
115				428,200	331,300
116				428,500	331,800
117				428,700	332,200
118				429,100	332,700
119				429,500	333,200
120				429,900	333,700
121				430,300	334,100
122				430,500	334,600
123				430,700	335,000
124				431,000	335,400
125				431,300	335,900
126				431,500	336,300
127				431,700	336,700
128				431,900	336,900
129				432,100	337,100
130				432,300	337,300
131				432,500	337,500
132				432,700	337,700
133				432,900	337,900
134				433,100	338,100
135				433,300	338,300
136				433,500	338,500
137				433,700	338,700
138				433,900	338,900
139				434,100	339,100
140				434,300	339,300
141				434,500	339,500
142				434,700	339,700
143				434,900	339,900
144				435,100	340,100

145				435,300	340,300
146				435,500	340,500
147				435,700	340,700
148				435,900	340,900
149				436,100	341,100
150					341,300
151					341,500
152					341,700
153					341,900
154					342,100
155					342,300
156					342,500
157					342,700
158					342,900
159					343,100
160					343,300
161					343,500
162					343,700
163					343,900
164					344,100
165					344,300
166					344,500
167					344,700
168					344,900
169					345,100
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	434,900	348,300	319,500	289,900	246,300

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、首席、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、実習助手その他の職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の等級が1等級である職員（定年

前再任用短時間勤務職員を含む。) の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表 (二)

(単位：円)

区分	等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間	1	403,000	313,300	231,500	214,600
	2	404,400	315,200	233,600	216,100
	3	405,700	317,100	235,700	217,600
	4	407,000	319,000	237,700	219,100
	5	408,300	320,900	239,700	221,000
	6	409,800	322,100	242,200	222,900
	7	411,200	323,300	244,600	224,800
	8	412,700	324,600	247,000	226,700
	9	414,200	325,900	249,800	228,600
	10	415,600	328,000	252,600	230,700
	11	416,900	330,000	255,300	232,700
	12	418,200	332,000	257,900	234,600
	13	419,500	333,700	260,700	236,400
	14	420,600	335,800	262,300	238,900
	15	421,700	337,800	263,900	241,300
	16	422,800	339,800	265,400	243,800
	17	424,100	342,000	266,900	246,300
	18	424,800	343,900	267,300	248,900
	19	425,600	346,000	267,800	251,300
	20	426,300	348,100	268,300	253,700
	21	427,000	350,200	268,800	256,100
	22	428,400	352,100	269,700	257,700
	23	429,800	354,000	270,600	259,200
	24	431,200	355,800	271,500	260,700
	25	432,200	357,600	272,400	262,100

勤 務 職 員 以 外 の 職 員	26	433,400	359,300	273,600	262,400
	27	434,600	360,900	274,800	262,700
	28	435,800	362,500	275,900	263,100
	29	436,600	364,200	276,700	263,500
	30	437,800	366,000	279,300	264,200
	31	439,000	367,800	282,000	264,900
	32	440,200	369,600	284,700	265,600
	33	441,100	371,200	287,300	266,300
	34	441,700	372,900	289,400	267,200
	35	442,300	374,500	291,400	268,000
	36	442,900	376,100	293,300	268,800
	37	443,500	377,700	294,900	269,300
	38	444,100	379,200	296,600	270,800
	39	444,700	380,700	298,300	272,200
	40	445,300	382,200	300,100	273,600
	41	445,700	383,800	301,800	275,000
	42	446,200	385,100	303,700	275,700
	43	446,700	386,400	305,600	276,400
	44	447,200	387,700	307,500	277,000
	45	447,600	389,100	309,300	277,600
	46	447,900	390,400	310,500	278,500
	47	448,200	391,700	311,700	279,400
	48	448,500	393,000	312,800	280,200
	49	448,900	394,400	313,900	280,600
	50	449,200	395,600	315,900	281,400
	51	449,500	396,800	317,900	282,200
	52	449,800	398,000	319,800	283,000
	53	450,000	399,400	321,500	283,600
	54	450,300	400,500	323,400	284,400
	55	450,600	401,600	325,300	285,100
	56	450,900	402,700	327,200	285,700

57	451,200	403,800	328,900	286,300
58	451,500	404,800	330,900	287,000
59	451,800	405,900	332,900	287,600
60	452,100	407,000	334,800	288,100
61	452,400	407,900	336,700	288,800
62	452,600	408,700	338,700	289,500
63	452,800	409,500	340,700	290,200
64	453,000	410,300	342,600	290,800
65	453,200	411,200	344,500	291,500
66	453,400	412,400	346,200	292,400
67	453,600	413,600	347,900	293,300
68	453,800	414,800	349,600	294,100
69	454,000	415,800	351,400	295,000
70	454,200	416,900	353,300	295,900
71	454,400	418,000	355,200	296,700
72	454,600	419,100	357,100	297,500
73	454,800	419,900	359,000	298,200
74	455,000	420,900	360,800	298,900
75	455,200	421,900	362,700	299,600
76	455,400	422,900	364,800	300,300
77	455,600	423,800	366,400	300,900
78	455,800	424,600	367,900	301,600
79	456,000	425,400	369,300	302,400
80	456,200	426,200	370,900	303,200
81	456,400	426,900	372,500	303,900
82	456,600	427,600	373,800	304,800
83	456,800	428,300	375,200	305,600
84	457,000	429,000	376,600	306,400
85	457,200	429,600	378,000	307,200
86	457,400	430,000	379,400	307,900
87	457,600	430,400	380,800	308,500

88	457,800	430,800	382,100	309,100
89	458,000	431,200	383,500	309,700
90	458,200	431,500	384,800	310,200
91	458,400	431,800	386,000	310,700
92	458,600	432,100	387,200	311,200
93	458,800	432,500	388,400	311,600
94	459,000	432,800	389,500	312,100
95	459,200	433,100	390,600	312,600
96	459,400	433,400	391,700	313,000
97	459,600	433,600	392,600	313,400
98	459,800	433,800	393,300	314,000
99	460,000	434,000	394,200	314,600
100	460,200	434,200	395,100	315,200
101	460,400	434,400	396,100	315,800
102	460,600	434,600	396,900	316,000
103	460,800	434,800	397,700	316,200
104	461,000	435,000	398,400	316,400
105	461,200	435,200	399,200	316,700
106	461,400	435,400	400,200	316,900
107	461,600	435,600	401,100	317,100
108	461,800	435,800	402,100	317,300
109	462,000	436,000	402,900	317,500
110	462,200	436,200	403,900	317,700
111	462,400	436,400	404,900	317,900
112	462,600	436,600	405,900	318,100
113	462,800	436,800	406,500	318,300
114	463,000	437,500	407,400	318,600
115	463,200	438,000	408,300	318,900
116	463,400	438,700	409,200	319,200
117	463,600	439,200	410,100	319,400
118	463,800	439,800	410,900	319,700

119	464,000	440,400	411,700	320,000
120	464,200	441,100	412,500	320,200
121	464,400	441,700	413,300	320,400
122	464,600	442,300	414,100	320,600
123	464,800	442,800	414,800	320,800
124	465,000	443,500	415,600	321,000
125	465,200	444,000	415,900	321,200
126	465,400	444,600	416,300	321,400
127	465,600	445,200	416,900	321,600
128	465,800	445,900	417,200	321,800
129	466,000	446,400	417,700	322,000
130	466,200	447,100	418,100	322,200
131	466,400	447,600	418,700	322,400
132	466,600	448,300	419,100	322,600
133	466,800	448,800	419,400	322,800
134	467,000	449,400	419,800	323,000
135	467,200	450,000	420,200	323,200
136	467,400	450,700	420,600	323,400
137	467,600	451,200	421,000	323,600
138	467,800	451,800	421,400	323,800
139	468,000	452,400	421,800	324,000
140	468,200	453,100	422,200	324,200
141	468,400	453,600	422,600	324,400
142	468,600	454,200	422,900	324,600
143	468,800	454,800	423,200	324,800
144	469,000	455,500	423,500	325,000
145	469,200	456,000	423,700	325,200
146	469,400	456,500	424,000	325,400
147	469,600	457,100	424,300	325,600
148	469,800	457,900	424,600	325,800
149	470,000	458,400	424,900	326,000

150	470,200	459,000	425,100	326,200
151	470,400	459,600	425,300	326,400
152	470,600	460,300	425,500	326,600
153	470,800	460,800	425,700	326,800
154	471,000	461,300	425,900	327,000
155	471,200	461,900	426,100	327,200
156	471,400	462,600	426,300	327,400
157	471,600	463,100	426,500	327,600
158	471,800	463,800	426,700	
159	472,000	464,400	426,900	
160	472,200	465,100	427,100	
161	472,400	465,600	427,300	
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	341,900	314,800	287,100	237,500

備考

- この表は、指導主事及び幼稚園に勤務する園長、教頭、教諭、養護教諭、講師、助教諭その他の職員（これらの職員で、引き続いて認定こども園で勤務することを命ぜられた者（職員の退職手当に関する条例第19条第1項の適用を受けたものを除く。以下同じ。）を含む。）に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の等級が特1等級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を含む。）の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3アの表備考第2項中「その職務の等級が1等級である職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「7,700円」を「当該職員の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 職務の等級が特1等級である職員 23,000円
- 職務の等級が1等級である職員 30,700円

第3条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の3第2項第3号中「100分の10」を「100分の11」に改める。

第23条第1項中「22,000円」を「23,500円」に改める。

別表第3アの表定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部及び定年前再任用短時間勤務職員の部を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務	1	487,800	417,900	333,700	249,800	214,600
	2	489,300	419,300	335,800	252,600	216,100
	3	490,800	420,700	337,800	255,300	217,600
	4	492,300	422,100	339,800	257,900	219,100
	5	493,700	423,600	342,000	260,700	221,000
	6	494,500	424,900	343,900	262,300	222,900
	7	495,300	426,300	346,000	263,900	224,800
	8	496,000	427,700	348,100	265,400	226,700
	9	496,900	428,900	350,200	266,900	228,600
	10	497,700	430,200	352,100	267,300	230,700
	11	498,500	431,600	354,000	267,800	232,700
	12	499,300	433,000	355,800	268,300	234,600
	13	499,900	434,100	357,600	268,800	236,400
	14	500,700	435,600	359,300	269,700	238,900
	15	501,500	437,100	360,900	270,600	241,300
	16	502,300	438,700	362,500	271,500	243,800
	17	503,200	440,300	364,200	272,400	246,300
	18	504,000	441,800	366,000	273,600	248,900
	19	504,600	443,400	367,800	274,800	251,300
	20	505,200	445,000	369,600	275,900	253,700
	21	505,800	446,600	371,400	276,700	256,100
	22	506,400	448,200	373,200	279,300	257,700
	23	507,000	449,800	375,000	282,000	259,200
	24	507,600	451,300	376,800	284,700	260,700
	25	508,200	452,800	378,500	287,300	262,100
	26	508,800	454,100	380,200	289,400	262,500
	27	509,400	455,400	382,100	291,400	262,900
	28	510,000	456,700	383,900	293,300	263,300
	29	510,600	458,100	385,900	294,900	263,600

職 員 以 外 の 職 員	30		459,300	387,700	296,600	264,300
	31		460,400	389,700	298,300	264,900
	32		461,600	391,600	300,100	265,600
	33		462,900	393,600	301,800	266,300
	34		464,100	395,400	303,700	267,400
	35		465,500	397,300	305,600	268,400
	36		467,000	399,100	307,500	269,400
	37		468,400	401,100	309,300	269,900
	38		469,900	402,800	310,500	271,400
	39		471,400	404,500	311,700	272,900
	40		472,900	406,300	312,800	274,400
	41		474,300	407,900	313,900	276,200
	42		475,200	409,500	315,900	276,800
	43		476,100	411,100	317,900	277,400
	44		477,000	412,700	319,800	278,100
	45		477,600	414,300	321,500	278,700
	46		478,500	415,600	323,400	279,500
	47		479,400	416,900	325,300	280,300
	48		480,100	418,200	327,200	281,000
	49		480,600	419,400	328,900	281,700
	50		481,100	420,600	330,900	282,400
	51		481,600	421,900	332,900	283,200
	52		482,100	423,200	334,800	284,000
	53		482,500	424,300	336,700	284,700
	54		483,100	425,700	338,700	285,300
	55		483,500	427,000	340,700	286,000
	56		483,900	428,400	342,600	286,600
	57		484,200	429,800	344,500	287,200
	58		484,600	431,200	346,200	287,900
	59		485,000	432,600	347,900	288,700
60		485,400	434,000	349,600	289,400	

61		485,800	435,200	351,400	290,200
62			436,600	353,300	291,000
63			438,000	355,200	291,800
64			439,400	357,100	292,500
65			440,600	359,000	293,400
66			441,700	360,800	294,400
67			442,900	362,700	295,400
68			444,000	364,800	296,200
69			445,000	366,400	297,100
70			445,700	368,200	297,900
71			446,400	370,100	298,800
72			447,100	372,000	299,500
73			447,700	373,900	300,300
74			448,400	375,800	301,000
75			449,100	377,700	301,700
76			449,800	379,600	302,500
77			450,300	381,500	303,300
78			450,900	383,300	304,000
79			451,500	385,100	304,800
80			452,100	387,000	305,600
81			452,600	389,000	306,400
82			452,800	390,600	307,300
83			453,000	392,200	308,200
84			453,200	393,800	309,000
85			453,400	395,500	309,600
86			453,600	396,900	310,400
87			453,800	398,300	311,100
88			454,000	399,700	311,900
89			454,200	401,000	312,800
90			454,400	402,300	313,600
91			454,600	403,600	314,500

92			454,800	404,900	315,400
93			455,000	406,200	316,000
94			455,200	407,300	316,900
95			455,400	408,500	317,800
96			455,600	409,700	318,600
97			455,800	410,900	319,400
98				412,100	320,200
99				413,300	321,000
100				414,600	321,800
101				415,800	322,500
102				416,900	323,300
103				418,000	324,100
104				419,100	324,900
105				420,000	325,600
106				421,100	326,400
107				422,200	327,100
108				423,300	327,800
109				424,100	328,300
110				424,900	328,800
111				425,800	329,300
112				426,600	329,800
113				427,300	330,300
114				427,800	330,800
115				428,200	331,300
116				428,500	331,800
117				428,700	332,200
118				429,100	332,700
119				429,500	333,200
120				429,900	333,700
121				430,300	334,100
122				430,500	334,600

123				430,700	335,000
124				431,000	335,400
125				431,300	335,900
126				431,500	336,300
127				431,700	336,700
128				431,900	336,900
129				432,100	337,100
130				432,300	337,300
131				432,500	337,500
132				432,700	337,700
133				432,900	337,900
134				433,100	338,100
135				433,300	338,300
136				433,500	338,500
137				433,700	338,700
138				433,900	338,900
139				434,100	339,100
140				434,300	339,300
141				434,500	339,500
142				434,700	339,700
143				434,900	339,900
144				435,100	340,100
145				435,300	340,300
146				435,500	340,500
147				435,700	340,700
148				435,900	340,900
149				436,100	341,100
150					341,300
151					341,500
152					341,700
153					341,900

154					342,100
155					342,300
156					342,500
157					342,700
158					342,900
159					343,100
160					343,300
161					343,500
162					343,700
163					343,900
164					344,100
165					344,300
166					344,500
167					344,700
168					344,900
169					345,100
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	434,900	348,300	319,500	289,900	246,300

別表第3イの表定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部及び定年前再任用短時間勤務職員の部を次のように改める。

定 年	1	403,000	333,700	231,500	214,600
	2	404,400	335,800	233,600	216,100
	3	405,700	337,800	235,700	217,600
	4	407,000	339,800	237,700	219,100
	5	408,300	342,000	239,700	221,000
	6	409,800	343,900	242,200	222,900
	7	411,200	346,000	244,600	224,800
	8	412,700	348,100	247,000	226,700
	9	414,200	350,200	249,800	228,600
	10	415,600	352,100	252,600	230,700

前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職	11	416,900	354,000	255,300	232,700
	12	418,200	355,800	257,900	234,600
	13	419,500	357,600	260,700	236,400
	14	420,600	359,300	262,300	238,900
	15	421,700	360,900	263,900	241,300
	16	422,800	362,500	265,400	243,800
	17	424,100	364,200	266,900	246,300
	18	424,800	366,000	267,300	248,900
	19	425,600	367,800	267,800	251,300
	20	426,300	369,600	268,300	253,700
	21	427,000	371,200	268,800	256,100
	22	428,400	372,900	269,700	257,700
	23	429,800	374,500	270,600	259,200
	24	431,200	376,100	271,500	260,700
	25	432,200	377,700	272,400	262,100
	26	433,400	379,200	273,600	262,400
	27	434,600	380,700	274,800	262,700
	28	435,800	382,200	275,900	263,100
	29	436,600	383,800	276,700	263,500
	30	437,800	385,100	279,300	264,200
	31	439,000	386,400	282,000	264,900
	32	440,200	387,700	284,700	265,600
	33	441,100	389,100	287,300	266,300
	34	441,700	390,400	289,400	267,200
	35	442,300	391,700	291,400	268,000
	36	442,900	393,000	293,300	268,800
	37	443,500	394,400	294,900	269,300
	38	444,100	395,600	296,600	270,800
	39	444,700	396,800	298,300	272,200
	40	445,300	398,000	300,100	273,600
	41	445,700	399,400	301,800	275,000

員	42	446,200	400,500	303,700	275,700
	43	446,700	401,600	305,600	276,400
	44	447,200	402,700	307,500	277,000
	45	447,600	403,800	309,300	277,600
	46	447,900	404,800	310,500	278,500
	47	448,200	405,900	311,700	279,400
	48	448,500	407,000	312,800	280,200
	49	448,900	407,900	313,900	280,600
	50	449,200	408,700	315,900	281,400
	51	449,500	409,500	317,900	282,200
	52	449,800	410,300	319,800	283,000
	53	450,000	411,200	321,500	283,600
	54	450,300	412,400	323,400	284,400
	55	450,600	413,600	325,300	285,100
	56	450,900	414,800	327,200	285,700
	57	451,200	415,800	328,900	286,300
	58	451,500	416,900	330,900	287,000
	59	451,800	418,000	332,900	287,600
	60	452,100	419,100	334,800	288,100
	61	452,400	419,900	336,700	288,800
	62	452,600	420,900	338,700	289,500
	63	452,800	421,900	340,700	290,200
	64	453,000	422,900	342,600	290,800
	65	453,200	423,800	344,500	291,500
	66	453,400	424,600	346,200	292,400
	67	453,600	425,400	347,900	293,300
	68	453,800	426,200	349,600	294,100
	69	454,000	426,900	351,400	295,000
	70	454,200	427,600	353,300	295,900
	71	454,400	428,300	355,200	296,700
	72	454,600	429,000	357,100	297,500

73	454,800	429,600	359,000	298,200
74		430,000	360,800	298,900
75		430,400	362,700	299,600
76		430,800	364,800	300,300
77		431,200	366,400	300,900
78		431,500	367,900	301,600
79		431,800	369,300	302,400
80		432,100	370,900	303,200
81		432,500	372,500	303,900
82		432,800	373,800	304,800
83		433,100	375,200	305,600
84		433,400	376,600	306,400
85		433,600	378,000	307,200
86		433,800	379,400	307,900
87		434,000	380,800	308,500
88		434,200	382,100	309,100
89		434,400	383,500	309,700
90		434,600	384,800	310,200
91		434,800	386,000	310,700
92		435,000	387,200	311,200
93		435,200	388,400	311,600
94		435,400	389,500	312,100
95		435,600	390,600	312,600
96		435,800	391,700	313,000
97		436,000	392,600	313,400
98		436,200	393,300	314,000
99		436,400	394,200	314,600
100		436,600	395,100	315,200
101		436,800	396,100	315,800
102			396,900	316,000
103			397,700	316,200

104			398,400	316,400
105			399,200	316,700
106			400,200	316,900
107			401,100	317,100
108			402,100	317,300
109			402,900	317,500
110			403,900	317,700
111			404,900	317,900
112			405,900	318,100
113			406,500	318,300
114			407,400	318,600
115			408,300	318,900
116			409,200	319,200
117			410,100	319,400
118			410,900	319,700
119			411,700	320,000
120			412,500	320,200
121			413,300	320,400
122			414,100	320,600
123			414,800	320,800
124			415,600	321,000
125			415,900	321,200
126			416,300	321,400
127			416,900	321,600
128			417,200	321,800
129			417,700	322,000
130			418,100	322,200
131			418,700	322,400
132			419,100	322,600
133			419,400	322,800
134			419,800	323,000

135			420,200	323,200
136			420,600	323,400
137			421,000	323,600
138			421,400	323,800
139			421,800	324,000
140			422,200	324,200
141			422,600	324,400
142			422,900	324,600
143			423,200	324,800
144			423,500	325,000
145			423,700	325,200
146			424,000	325,400
147			424,300	325,600
148			424,600	325,800
149			424,900	326,000
150			425,100	326,200
151			425,300	326,400
152			425,500	326,600
153			425,700	326,800
154			425,900	327,000
155			426,100	327,200
156			426,300	327,400
157			426,500	327,600
158			426,700	
159			426,900	
160			427,100	
161			427,300	
定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	341,900	314,800	287,100	237,500

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のよ

うに改正する。

第4条第2項中「100分の10」を「100分の11」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定並びに附則第6項から第8項までの規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定及び次項の規定は、令和8年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 4 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例別表第3アの表備考第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項第1号中「23,000円」とあるのはそれぞれ特1等級の欄に掲げる字句とし、同項第2号中「30,700円」とあるのはそれぞれ1等級の欄に掲げる字句とする。

期間	特1等級	1等級
令和8年1月1日から同年12月31日まで	3,800円	11,500円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	7,700円	15,400円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	11,500円	19,200円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	15,300円	23,000円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	19,200円	26,900円

(給与の内払)

- 5 第1条又は第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて既に支払われた職員の給与は、それぞれ同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定による職員の給与の内払とみなす。

(号級の切替え)

- 6 令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する条例別表第3に掲げる給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の等級が附則別表に掲げられている職務の等級であったものの切替日

における号給（附則第8項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（号給の切替えの特例）

- 7 前項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例第3条の2の前所属職員から引き続き職員となった者又は同項の規定により定められる号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる者については、市長の定めるところによりその号給を決定し、又は給料月額を市長が別に定めることができる。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 8 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表（附則第6項関係）

ア 教育職給料表（一）の適用を受ける職員の切替表

旧号給	新号給
	特2等級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3

16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35

48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67

80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86
99	87
100	88
101	89
102	90
103	91
104	92
105	93
106	94
107	95
108	96
109	97

イ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員の切替表

旧号給	新号給
-----	-----

	特 1 等級	1 等級
1	1	1
2	2	1
3	3	1
4	4	1
5	5	1
6	6	1
7	7	1
8	8	1
9	9	1
10	10	1
11	11	1
12	12	1
13	13	1
14	14	2
15	15	3
16	16	4
17	17	5
18	18	6
19	19	7
20	20	8
21	21	9
22	22	10
23	23	11
24	24	12
25	25	13
26	26	14
27	27	15
28	28	16
29	29	17
30	30	18
31	31	19

32	32	20
33	33	21
34	34	22
35	35	23
36	36	24
37	37	25
38	38	26
39	39	27
40	40	28
41	41	29
42	42	30
43	43	31
44	44	32
45	45	33
46	46	34
47	47	35
48	48	36
49	49	37
50	50	38
51	51	39
52	52	40
53	53	41
54	54	42
55	55	43
56	56	44
57	57	45
58	58	46
59	59	47
60	60	48
61	61	49
62	62	50
63	63	51

64	64	52
65	65	53
66	66	54
67	67	55
68	68	56
69	69	57
70	70	58
71	71	59
72	72	60
73	73	61
74	73	62
75	73	63
76	73	64
77	73	65
78	73	66
79	73	67
80	73	68
81	73	69
82	73	70
83	73	71
84	73	72
85	73	73
86	73	74
87	73	75
88	73	76
89	73	77
90	73	78
91	73	79
92	73	80
93	73	81
94	73	82
95	73	83

96	73	84
97	73	85
98	73	86
99	73	87
100	73	88
101	73	89
102	73	90
103	73	91
104	73	92
105	73	93
106	73	94
107	73	95
108	73	96
109	73	97
110	73	98
111	73	99
112	73	100
113	73	101
114	73	101
115	73	101
116	73	101
117	73	101
118	73	101
119	73	101
120	73	101
121	73	101
122	73	101
123	73	101
124	73	101
125	73	101
126	73	101
127	73	101

128	73	101
129	73	101
130	73	101
131	73	101
132	73	101
133	73	101
134	73	101
135	73	101
136	73	101
137	73	101
138	73	101
139	73	101
140	73	101
141	73	101
142	73	101
143	73	101
144	73	101
145	73	101
146	73	101
147	73	101
148	73	101
149	73	101
150	73	101
151	73	101
152	73	101
153	73	101
154	73	101
155	73	101
156	73	101
157	73	101
158	73	101
159	73	101

160	73	101
161	73	101

議案第 3 号

岸和田市火災予防条例の一部改正について

岸和田市火災予防条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

岸和田市長 佐 野 英 利

岸和田市火災予防条例の一部を改正する条例

岸和田市火災予防条例（昭和48年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第46条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第46条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 4 号

令和 7 年度岸和田市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度岸和田市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,489,059 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 100,423,717 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の廃止は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

岸和田市長 佐野 英 利

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		15,200,000	1,091,598	16,291,598
	01 地方交付税	15,200,000	1,091,598	16,291,598
13 分担金及び負担金		1,009,907	2,962	1,012,869
	01 分担金	12,931	2,962	15,893
15 国庫支出金		25,619,340	371,261	25,990,601
	01 国庫負担金	20,147,465	104,500	20,251,965
	02 国庫補助金	5,437,620	266,761	5,704,381
16 府支出金		7,822,390	60,700	7,883,090
	01 府負担金	5,746,396	52,250	5,798,646
	02 府補助金	1,382,948	8,450	1,391,398
17 財産収入		681,684	370,400	1,052,084
	02 財産売却収入	431,039	370,400	801,439
18 寄附金		754,037	16,566	770,603
	01 寄附金	754,037	16,566	770,603
19 繰入金		4,956,057	△301,642	4,654,415
	01 基金繰入金	4,843,019	△326,205	4,516,814
	02 特別会計繰入金	50,392	24,563	74,955
21 諸収入		2,205,473	696,714	2,902,187
	04 収益事業収入	769,599	670,000	1,439,599
	05 雑入	1,365,285	26,714	1,391,999
22 市債		4,499,900	1,180,500	5,680,400
	01 市債	4,499,900	1,180,500	5,680,400
歳入合計		96,934,658	3,489,059	100,423,717

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01 議会費		415,883	△5,000	410,883
	01 議会費	415,883	△5,000	410,883
02 総務費		9,003,021	515,676	9,518,697
	01 総務管理費	6,825,392	512,008	7,337,400
	03 戸籍住民基本台帳費	759,875	3,668	763,543
03 民生費		51,317,273	270,787	51,588,060
	01 社会福祉費	17,796,140	196,256	17,992,396
	02 児童福祉費	19,942,628	80,871	20,023,499
	03 生活保護費	11,269,781	△6,340	11,263,441
04 衛生費		8,738,965	661,000	9,399,965
	01 保健衛生費	2,942,376	2,500	2,944,876
	03 清掃費	3,642,623	2,500	3,645,123
	05 上水道費	335,095	656,000	991,095
06 農林水産業費		902,215	172,212	1,074,427
	01 農業費	513,389	19,563	532,952
	03 農林水産等振興費	249,657	152,649	402,306
07 商工費		892,146	10,810	902,956
	01 商工費	892,146	10,810	902,956
08 土木費		7,278,064	298,263	7,576,327
	02 道路橋りょう費	1,040,785	△5,000	1,035,785
	03 交通安全対策費	756,917	641	757,558
	06 水路費	104,693	△4,000	100,693
	07 都市計画費	4,455,029	56,222	4,511,251
	08 住宅費	700,306	250,400	950,706
09 消防費		2,359,812	78,605	2,438,417
	01 消防費	2,359,812	78,605	2,438,417

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		10,107,380	1,478,152	11,585,532
	01 教育総務費	2,141,412	715,267	2,856,679
	02 小学校費	2,013,169	615,000	2,628,169
	03 中学校費	909,787	128,000	1,037,787
	04 高等学校費	951,639	5,297	956,936
	05 幼稚園費	791,467	4,588	796,055
	07 保健体育費	2,424,411	10,000	2,434,411
13 諸支出金		514,223	8,554	522,777
	02 還付金	483,745	8,554	492,299
歳	出	合	計	
		96,934,658	3,489,059	100,423,717

第2表 継続費補正

(廃 止)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
02 総務費	01 総務管理費	庁舎建替事業	千円		千円	千円		千円
			15,630,585	令和7年度	0	-	-	-
				令和8年度	259,248	-	-	-
				令和9年度	6,377,693	-	-	-
				令和10年度	49,807	-	-	-
				令和11年度	5,943,440	-	-	-
				令和12年度	2,976,698	-	-	-
	令和13年度	23,699	-	-	-			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
02 総務費	03 戸籍住民 基本台帳費	戸籍事務事業	千円 1,848
		住民基本台帳事務事業	1,820
03 民生費	01 社会福祉費	物価高騰重点支援給付金支給事業	255,455
	02 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	2,011
04 衛生費	04 墓苑費	市営墓地整備事業	32,849
	05 上水道費	大阪広域水道企業団負担事業	661,555
06 農林水産業費	01 農業費	土地改良施設整備事業	105,199
	02 林業費	林道管理事業	55,344
	03 農林水産等 振興費	水産業振興事業	152,649
08 土木費	02 道路橋りょう費	道路新設改良事業	12,000
		交通安全対策費	73,000
	07 都市計画費	市街地形成事業	50,719
		広域幹線計画事業	19,500
		交通政策検討事業	54,618
		田治米畑町線整備事業	19,738
	公園施設改修事業	49,610	

款	項	事業名	金額
09 消 防 費	01 消 防 費	防災情報管理事業	千円 8,765
10 教 育 費	02 小 学 校 費	小学校大規模改造事業	615,000
	03 中 学 校 費	中学校整備事業	128,000
	07 保 健 体 育 費	学校給食管理事業	10,000
合 計			2,309,680

第4表 債務負担行為補正

(追加分)

事 項	期 間	限 度 額
岸和田市立自泉会館指定管理料 (自泉会館指定管理事業)	令和7年度から 令和12年度まで	千円 114,190
組立式プール購入 (市立認定こども園整備事業)	令和7年度から 令和8年度まで	2,300
岸和田市立大沢山荘指定管理料 (大沢山荘指定管理事業)	令和7年度から 令和12年度まで	20,314
岸和田市営駐車場指定管理料 (市営駐車場指定管理事業)	令和7年度から 令和8年度まで	4,230
岸和田城指定管理料 (岸和田城指定管理事業)	令和7年度から 令和8年度まで	24,037
岸和田だんじり会館指定管理料 (だんじり会館指定管理事業)	令和7年度から 令和8年度まで	56,430
岸和田市二の丸広場観光交流センター指定管理料 (二の丸広場観光交流センター指定管理事業)	令和7年度から 令和8年度まで	14,450
岸和田市都市公園指定管理料(中央公園等) (公園指定管理事業)	令和7年度から 令和12年度まで	205,150
岸和田市都市公園指定管理料(北側) (公園指定管理事業)	令和7年度から 令和12年度まで	265,500
岸和田市都市公園指定管理料(南側) (公園指定管理事業)	令和7年度から 令和12年度まで	249,100
組立式プール購入 (幼稚園管理事業)	令和7年度から 令和8年度まで	9,200
岸和田市立運動広場等指定管理料 (運動広場等指定管理事業)	令和7年度から 令和12年度まで	133,100
岸和田市総合体育館指定管理料 (総合体育館指定管理事業)	令和7年度から 令和12年度まで	424,450
岸和田市民体育館指定管理料 (市民体育館指定管理事業)	令和7年度から 令和12年度まで	64,050

第5表 地方債補正

(変更分)

起債の目的	補正前							補正後								
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考
				区分	償還期限	据置期間	償還方法					その他	区分	償還期限	据置期間	
デジタル活用推進事業	千円 7,300		%以内	年以内	年以内			令和7年6月23日提出議案第52号 7月4日可決	千円 38,700		%以内	年以内	年以内			
上水道事業	39,500							令和7年5月15日提出議案第37号 5月16日可決	695,500							
農業施設整備事業	66,400							令和7年5月15日提出議案第37号 5月16日可決	79,300							
市営住宅整備事業	77,000							令和7年5月15日提出議案第37号 5月16日可決	23,000							
学校教育施設整備事業	642,700							令和7年5月15日提出議案第37号 5月16日可決	1,176,900							

議案第 5 号

令和 7 年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度岸和田市の自転車競技事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,992,071 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,252,520 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

岸和田市長 佐 野 英 利

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01 競輪事業収入		40,892,929	4,957,423	45,850,352
	01 事業収入	40,892,929	4,957,423	45,850,352
02 財産収入		335,375	34,648	370,023
	01 財産運用収入	335,375	34,648	370,023
歳入合計		42,260,449	4,992,071	47,252,520

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
01 自転車競技費		40,929,037	4,279,695	45,208,732
	02 開催費	40,757,167	4,279,695	45,036,862
02 積立金		635,047	42,376	677,423
	01 積立金	635,047	42,376	677,423
03 繰出金		469,599	670,000	1,139,599
	01 繰出金	469,599	670,000	1,139,599
歳 出 合 計		42,260,449	4,992,071	47,252,520

議案第 6 号

令和 7 年度岸和田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度岸和田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175,095千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,664,282千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

岸和田市長 佐 野 英 利

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01 後期高齢者医療保険料		2,727,382	175,095	2,902,477
	01 後期高齢者医療保険料	2,727,382	175,095	2,902,477
歳入合計		3,489,187	175,095	3,664,282

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
02 納付金		3,446,822	175,095	3,621,917
	01 保険料納付金	3,446,822	175,095	3,621,917
歳 出 合 計		3,489,187	175,095	3,664,282

議案第 7 号

令和 7 年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度岸和田市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 466,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,669,505 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 18 日 提出

岸和田市長 佐野 英 利

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
03 国庫支出金		4,796,714	221,500	5,018,214
	01 国庫負担金	3,577,327	87,500	3,664,827
	02 国庫補助金	1,219,387	134,000	1,353,387
04 支払基金交付金		5,229,532	121,500	5,351,032
	01 支払基金交付金	5,229,532	121,500	5,351,032
05 府支出金		2,659,244	58,750	2,717,994
	01 府負担金	2,541,105	58,750	2,599,855
07 繰入金		3,587,854	64,250	3,652,104
	01 一般会計繰入金	3,182,250	64,250	3,246,500
歳入合計		20,203,505	466,000	20,669,505

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
01 総務費		451,687	16,000	467,687
	01 総務管理費	160,987	16,000	176,987
02 保険給付費		18,829,850	450,000	19,279,850
	01 介護サービス費	17,415,000	412,000	17,827,000
	02 介護予防サービス費	556,000	5,000	561,000
	04 高額介護サービス等費	500,000	33,000	533,000
歳 出 合 計		20,203,505	466,000	20,669,505

議案第8号

令和7年度岸和田市下水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 令和7年度岸和田市下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度岸和田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(合計)
	支	出	
第1款 事業費用	6,549,655 千円	36,026 千円	6,585,681 千円
第1項 営業費用	5,986,156 千円	36,026 千円	6,022,182 千円

第3条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(合計)
(1) 職員給与費	368,118 千円	36,026 千円	404,144 千円

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野英利

議案第9号

令和7年度岸和田市病院事業会計補正予算(第3号)

第1条 令和7年度岸和田市病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度岸和田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(合 計)
	支	出	
第1款 病院事業費用	17,301,764 千円	145,848 千円	17,447,612 千円
第1項 医療費用	16,635,448 千円	145,848 千円	16,781,296 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(合 計)
	収	入	
第1款 資本的収入	902,211 千円	26 千円	902,237 千円
第7項 寄附金	0 千円	26 千円	26 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,988,200 千円	26 千円	1,988,226 千円
第4項 基金積立金	11 千円	26 千円	37 千円

第4条 予算第11条中「3,861,157千円」を「3,965,450千円」に改める。

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野 英利

議案第10号

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田だんじり会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野英利

記

- 1 施設の名称 岸和田だんじり会館
- 2 指定の相手方 岸和田市本町11番23号
一般社団法人岸和田市観光振興協会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第11号

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田城の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野英利

記

- 1 施設の名称 岸和田城
- 2 指定の相手方 岸和田市本町11番23号
一般社団法人岸和田市観光振興協会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第12号

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市二の丸広場観光交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野英利

記

- 1 施設の名称 岸和田市二の丸広場観光交流センター
- 2 指定の相手方 岸和田市本町11番23号
一般社団法人岸和田市観光振興協会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第13号

指定管理者の指定について

次のとおり岸和田市営駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野英利

記

- 1 施設の名称 岸和田市営駐車場
- 2 指定の相手方 岸和田市本町11番23号
一般社団法人岸和田市観光振興協会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第14号

工事請負契約の締結について

令和7年12月24日に一般競争入札に付した岸和田市総合体育館電灯設備改修工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野英利

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 岸和田市総合体育館電灯設備改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 金179,889,600円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岸和田市尾生町3146番地
宝電設工業株式会社
代表取締役 原 信昭 |

議案第15号

工事請負契約の締結について

令和8年1月7日に一般競争入札に付した都市計画道路田治米畑町線道路築造工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野英利

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 都市計画道路田治米畑町線道路築造工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 金343,678,500円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岸和田市上松町649番地
株式会社松徳建設
代表取締役 松本 和弘 |

議案第16号

市道路線の認定及び廃止について

本市は、市道路線を別紙の市道路線認定調書及び市道路線廃止調書のとおり認定及び廃止するものとする。

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野英利

市道路線認定調書

整理 番号	路線名	起終点	から	重要な経過地	備考
			まで		
1	三田町58号線	三田町1834-11 三田町1834-18	先 先	三田町	
2	極楽寺町25号線	極楽寺町二丁目398-1 極楽寺町二丁目1393-9	先 先	極楽寺町二丁目	
3	土生町171号線	土生町三丁目4135-2 土生町三丁目4239	先 先	土生町三丁目	
4	八阪町25号線	八阪町三丁目1005-15 八阪町三丁目1003-8	先 先	八阪町三丁目	
5	八阪町26号線	八阪町三丁目1005-13 八阪町三丁目1003-8	先 先	八阪町三丁目	
6	門前町21号線	門前町一丁目470-17 門前町一丁目470-20	先 先	門前町一丁目	
7	別所町32号線	別所町三丁目546-11 別所町三丁目546-2	先 先	別所町三丁目	
8	南町31号線	南町1737-8 南町1737-7	先 先	南町	
9	上町16号線	上町64-1 上町64-6	先 先	上町	
10	土生町172号線	土生町882-9 土生町882-5	先 先	土生町	
11	土生町173号線	土生町400-8 土生町390-2	先 先	土生町	
12	三田唐国線	三田町722-1 三田町1359-1	先 先	三田町	
13	三田町59号線	三田町1359-3 三田町1359-6	先 先	三田町	
14	額原町29号線	額原町246-8 額原町246-6	先 先	額原町	
15	吉井町48号線	吉井町三丁目266-5 吉井町三丁目486-3	先 先	吉井町三丁目	
16	岸城町29号線	岸城町1931-21 岸城町1931-26	先 先	岸城町	
17	池尻町56号線	今木町426-9 池尻町133-115	先 先	池尻町	
18	池尻町57号線	池尻町133-28 池尻町133-53	先 先	池尻町	
19	池尻町58号線	池尻町133-28 池尻町133-35	先 先	池尻町	
20	池尻町59号線	今木町426-20 池尻町133-125	先 先	池尻町	
21	池尻町60号線	田治米町611-53 今木町426-52	先 先	池尻町	
22	池尻町61号線	池尻町133-33 池尻町133-31	先 先	池尻町	
23	田治米今木線	田治米町611-13 今木町426-22	先 先	田治米町	
24	今木町12号線	今木町426-27 池尻町133-84	先 先	今木町	
25	今木町13号線	今木町426-71 今木町426-73	先 先	今木町	
26	田治米町46号線	田治米町611-22 池尻町133-41	先 先	田治米町	

市道路線認定調書

整理 番号	路線名	起終点	から	重要な経過地	備考
			まで		
27	大町35号線	大町61-4 池尻町339-4	先 先	大町	
28	大町36号線	大町61-4 大町110-5	先 先	大町	
29	大町37号線	大町四丁目126-6 池尻町339-18	先 先	大町四丁目	
30	大町38号線	大町110-16 池尻町296-5	先 先	大町	
31	大町39号線	大町四丁目130-23 大町四丁目130-16	先 先	大町四丁目	
32	大町2号線	大町三丁目8-3 池尻町339-8	先 先	大町四丁目	
33	池尻町49号線	池尻町339-2 池尻町339-14	先 先	池尻町	
34	春木川緑道右岸額原1号線	額原町231-1 額原町300	先 先	額原町	

市道路線廃止調書

整理 番号	路線名	起終点	から まで	重要な経過地	備考
1	三田唐国線	三田町644-1 三田町363-20	先 先	三田町	
2	大町2号線	大町8-3 大町68-1	先 先	大町	
3	池尻町49号線	池尻町950 池尻町339-2	先 先	池尻町	
4	春木川緑道右岸額原1号線	額原町231 額原町329	先 先	額原町	

市道路線認定区域調書

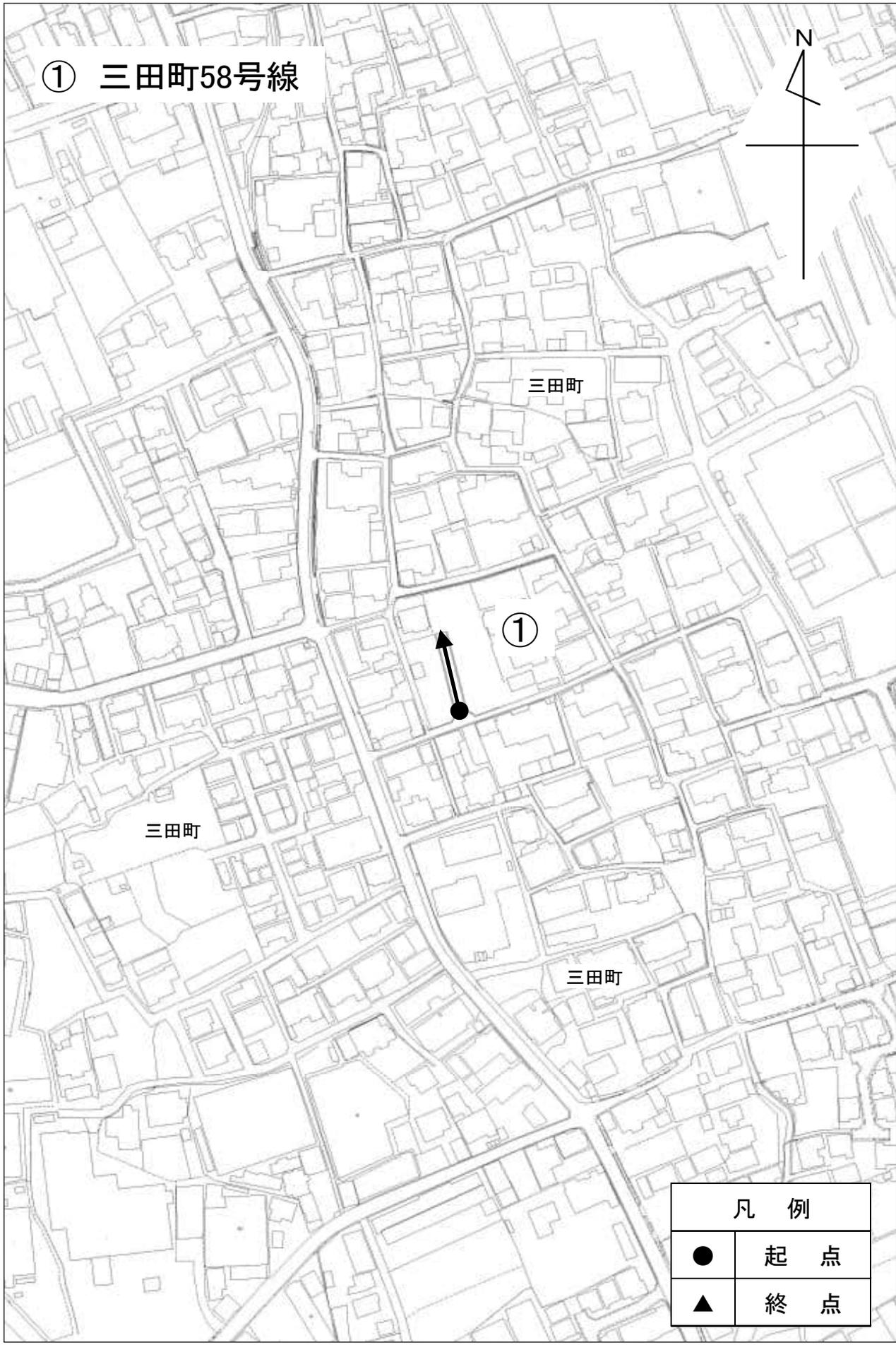
(参考資料)

整理 番号	路線名	区 間	から まで	敷地		備考
				幅員(m)	延長(m)	
1	三田町58号線	三田町1834-11 三田町1834-18	から まで	4.7	34.5	
2	極楽寺町25号線	極楽寺町二丁目398-1 極楽寺町二丁目1393-9	から まで	4.7	58.4	
3	土生町171号線	土生町三丁目4135-2 土生町三丁目4239	から まで	9.0	275.0	
4	八阪町25号線	八阪町三丁目1005-15 八阪町三丁目1003-8	から まで	5.5	182.8	
5	八阪町26号線	八阪町三丁目1005-13 八阪町三丁目1003-8	から まで	5.5	82.7	
6	門前町21号線	門前町一丁目470-17 門前町一丁目470-20	から まで	5.0~6.0	50.5	
7	別所町32号線	別所町三丁目546-11 別所町三丁目546-2	から まで	4.7	53.8	
8	南町31号線	南町1737-8 南町1737-7	から まで	4.7	27.5	
9	上町16号線	上町64-1 上町64-6	から まで	4.7	26.6	
10	土生町172号線	土生町882-9 土生町882-5	から まで	5.2	18.8	
11	土生町173号線	土生町400-8 土生町390-2	から まで	5.0	24.8	
12	三田唐国線	三田町722-1 三田町1359-1	から まで	2.5~10.6	763.4	
13	三田町59号線	三田町1359-3 三田町1359-6	から まで	4.8	19.3	
14	額原町29号線	額原町246-8 額原町246-6	から まで	5.0	22.9	
15	吉井町48号線	吉井町三丁目266-5 吉井町三丁目486-3	から まで	4.7	41.5	
16	岸城町29号線	岸城町1931-21 岸城町1931-26	から まで	4.7	59.2	
17	池尻町56号線	今木町426-9 池尻町133-115	から まで	6.7	140.3	
18	池尻町57号線	池尻町133-28 池尻町133-53	から まで	6.7	40.6	
19	池尻町58号線	池尻町133-28 池尻町133-35	から まで	5.7~6.7	186.9	
20	池尻町59号線	今木町426-20 池尻町133-125	から まで	5.7	153.4	
21	池尻町60号線	田治米町611-53 今木町426-52	から まで	5.7~6.7	193.1	
22	池尻町61号線	池尻町133-33 池尻町133-31	から まで	5.7	12.0	
23	田治米今木線	田治米町611-13 今木町426-22	から まで	6.7	333.1	
24	今木町12号線	今木町426-27 池尻町133-84	から まで	5.7	47.0	
25	今木町13号線	今木町426-71 今木町426-73	から まで	5.7	16.4	
26	田治米町46号線	田治米町611-22 池尻町133-41	から まで	5.7	20.8	

市道路線認定区域調書

(参考資料)

整理 番号	路線名	区 間	から まで	敷地		備考
				幅員(m)	延長(m)	
27	大町35号線	大町61-4 池尻町339-4	から まで	7.7~10.8	356.7	
28	大町36号線	大町61-4 大町110-5	から まで	7.8~13.8	109.6	
29	大町37号線	大町四丁目126-6 池尻町339-18	から まで	7.7~8.6	120.3	
30	大町38号線	大町110-16 池尻町296-5	から まで	8.5~8.8	101.1	
31	大町39号線	大町四丁目130-23 大町四丁目130-16	から まで	4.7	110.1	
32	大町2号線	大町三丁目8-3 池尻町339-8	から まで	4.3~8.8	991.6	
33	池尻町49号線	池尻町339-2 池尻町339-14	から まで	5.7~7.8	161.7	
34	春木川緑道右岸額原1号線	額原町231-1 額原町300	から まで	4.4~10.9	309.8	



① 三田町58号線

N

三田町

①

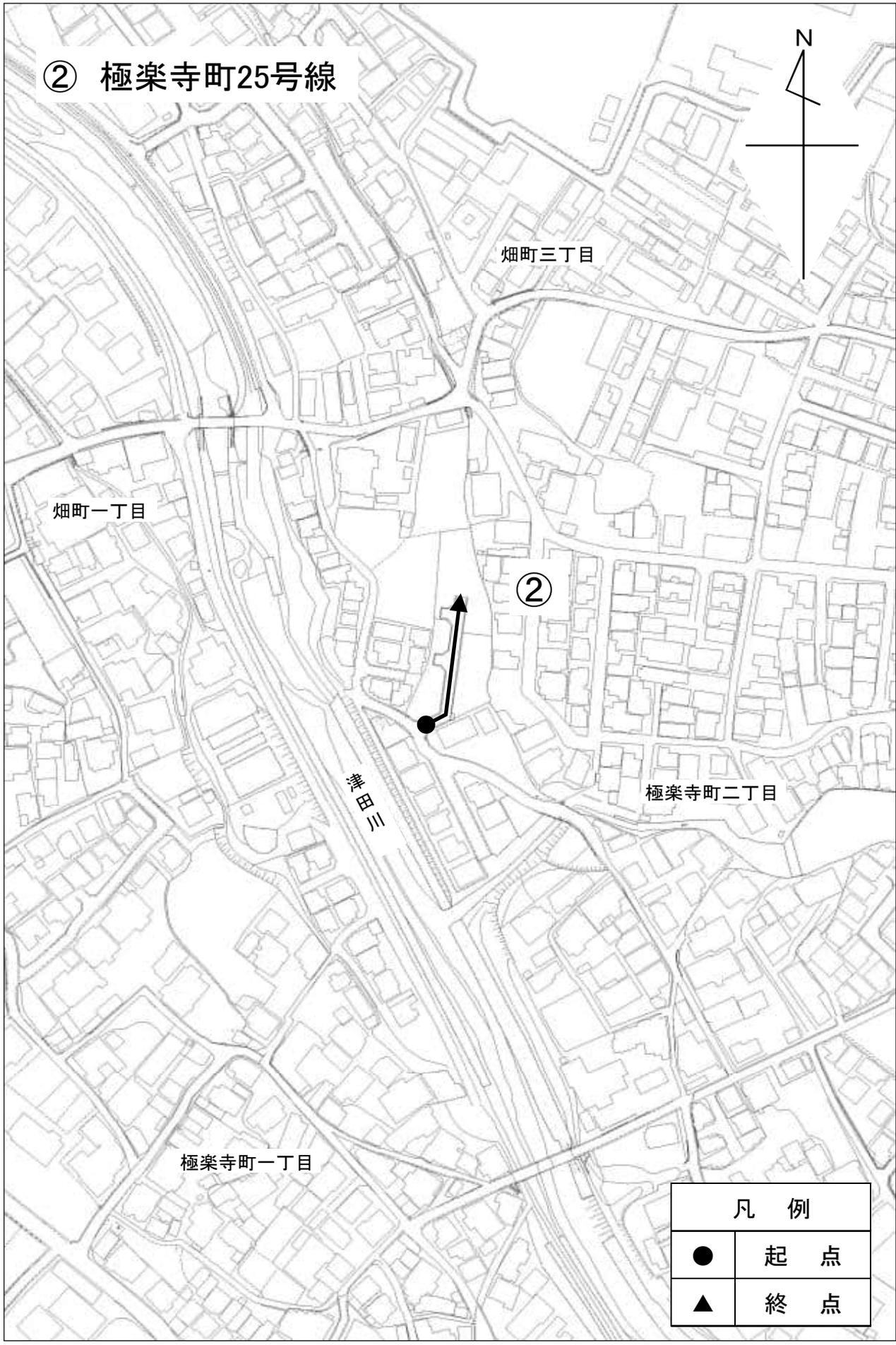
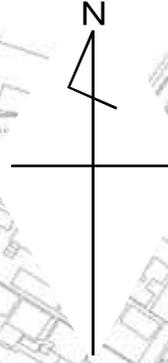
三田町

三田町

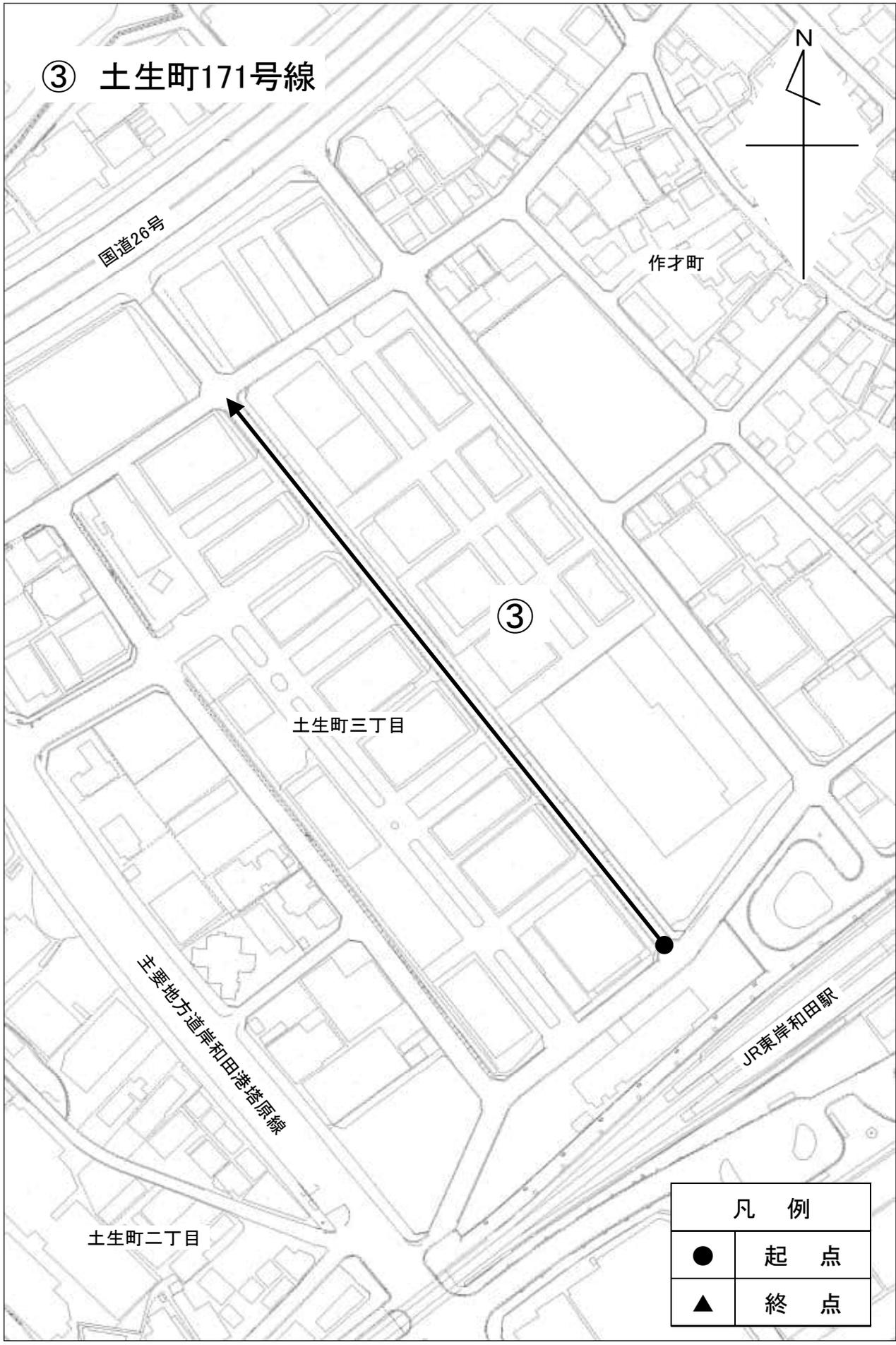
凡 例

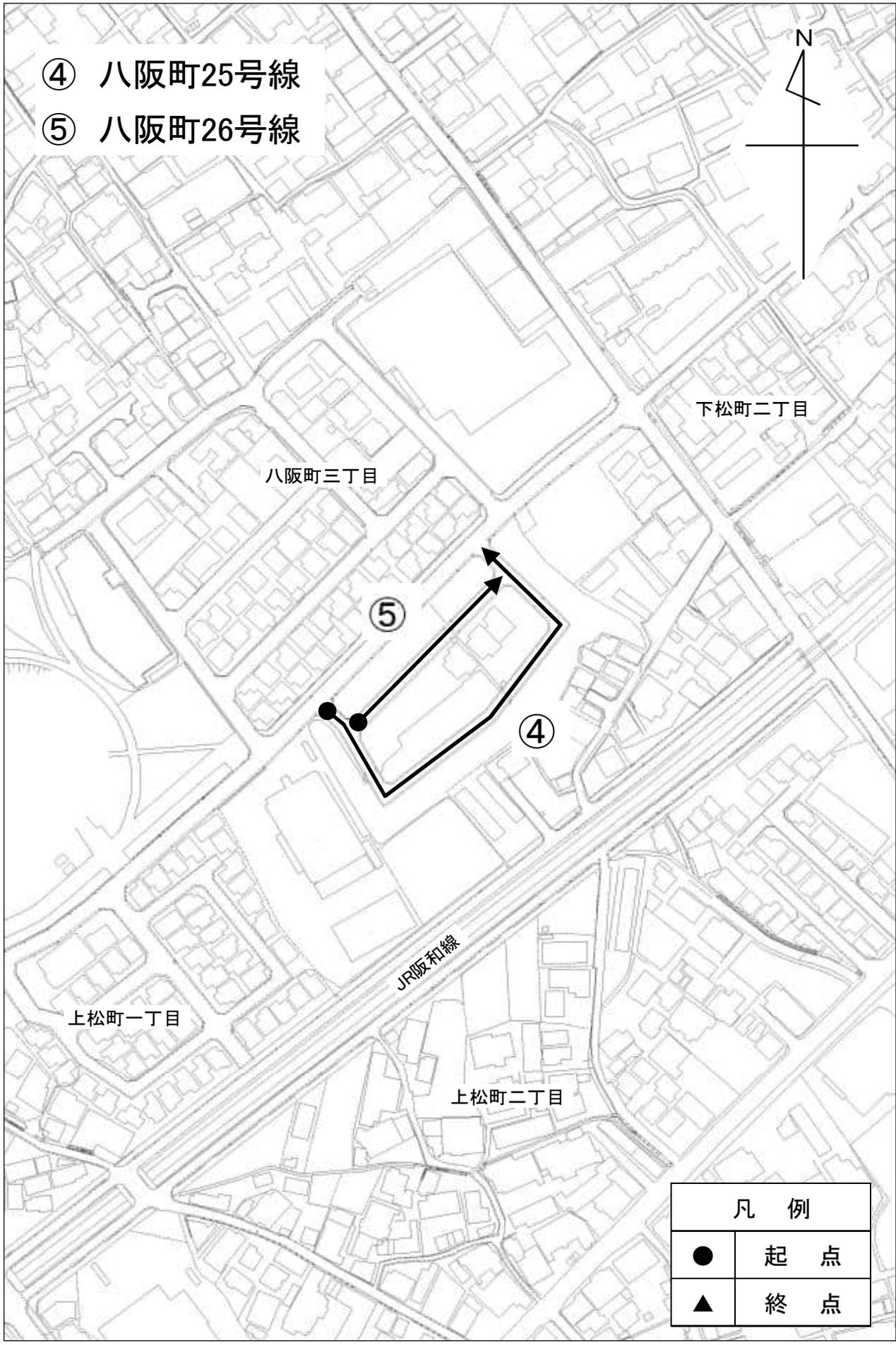
●	起 点
▲	終 点

② 極楽寺町25号線



凡 例	
●	起 点
▲	終 点





④ 八阪町25号線

⑤ 八阪町26号線

下松町二丁目

八阪町三丁目

⑤

④

JR阪和線

上松町一丁目

上松町二丁目

凡 例	
●	起 点
▲	終 点



⑥ 門前町21号線

土生町十二丁目

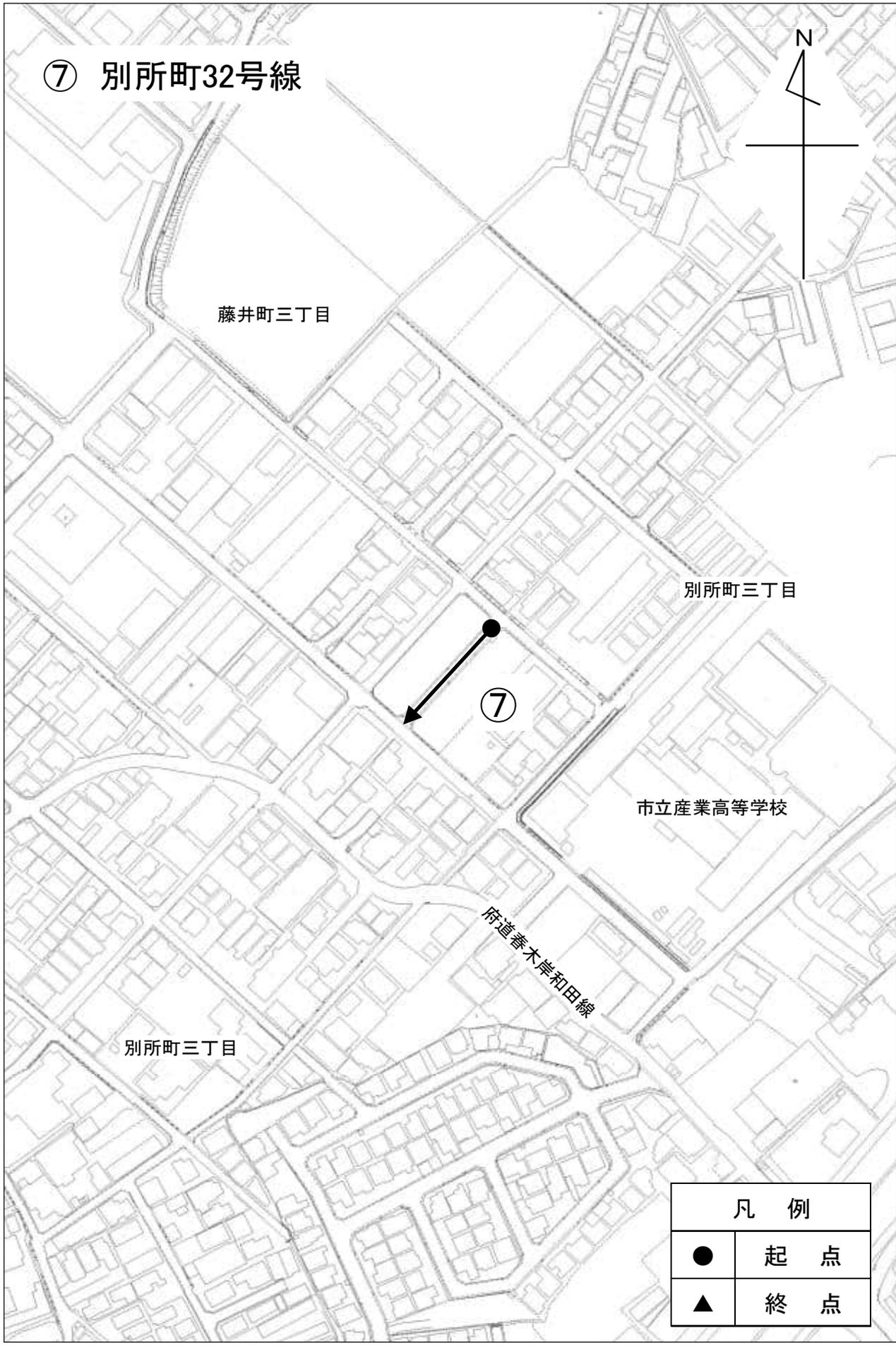
⑥

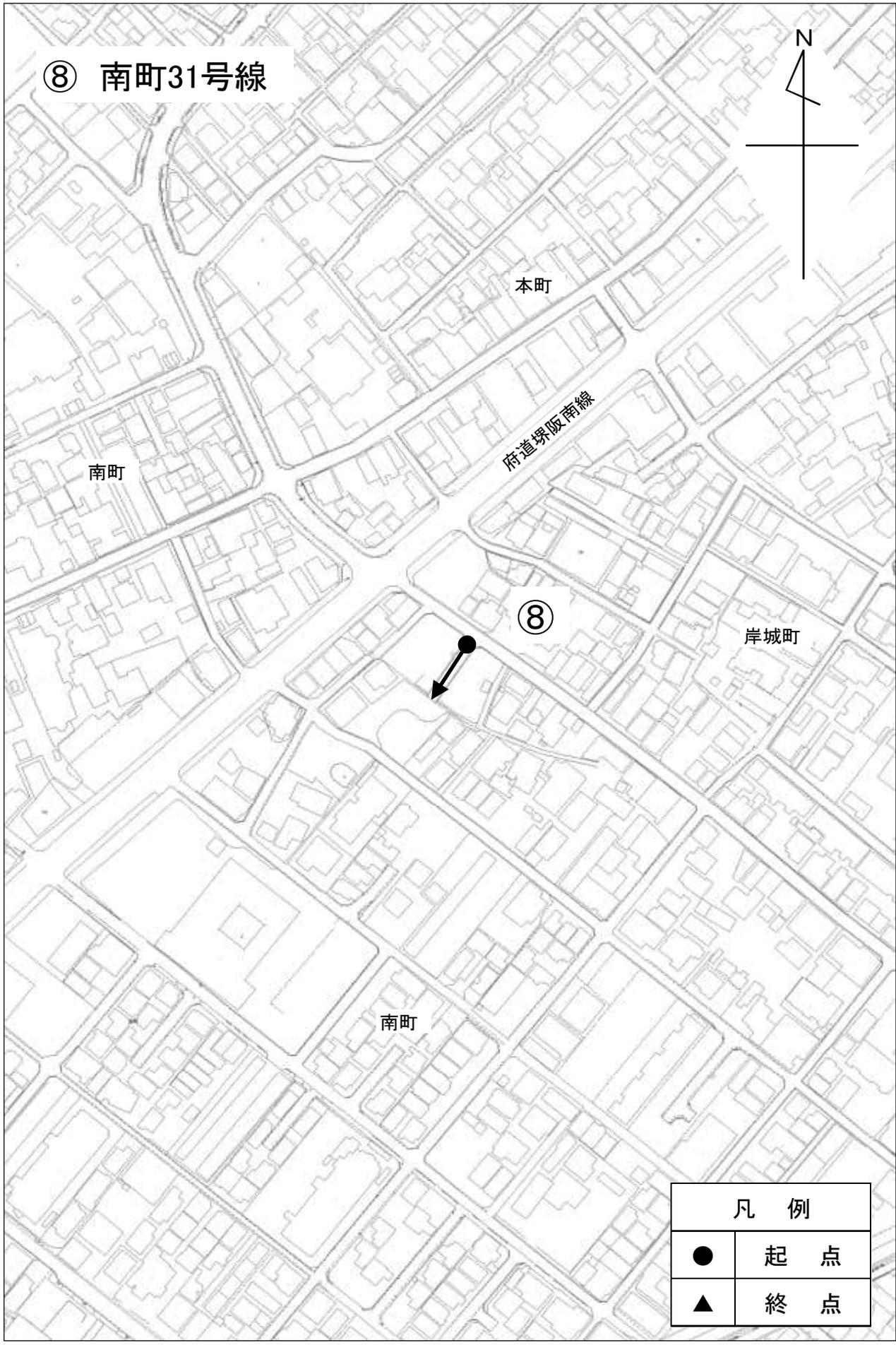
門前町一丁目

中島池

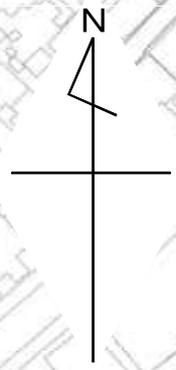
土生町

凡 例	
●	起 点
▲	終 点





⑧ 南町31号線



本町

府道堺阪南線

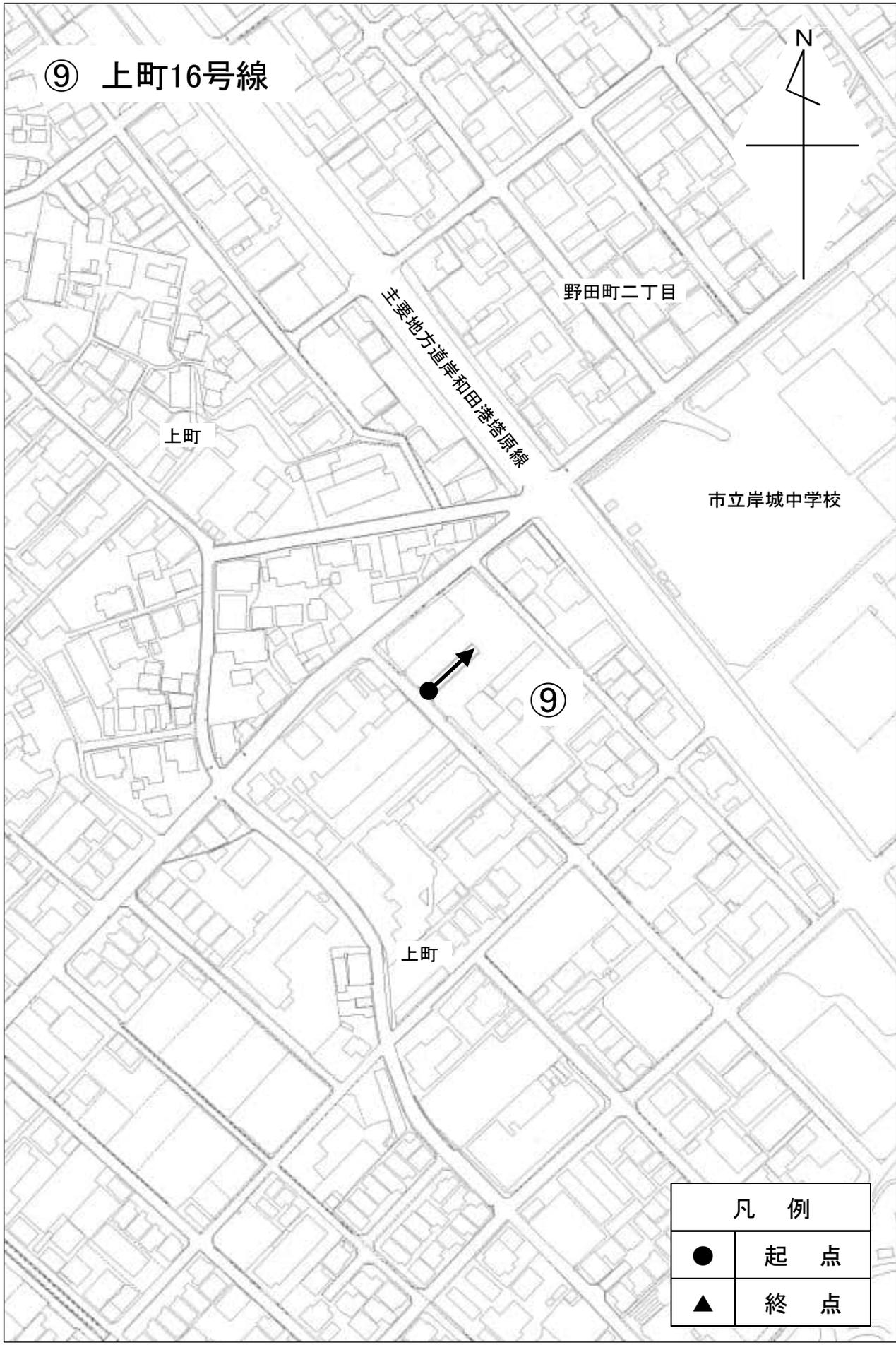
南町

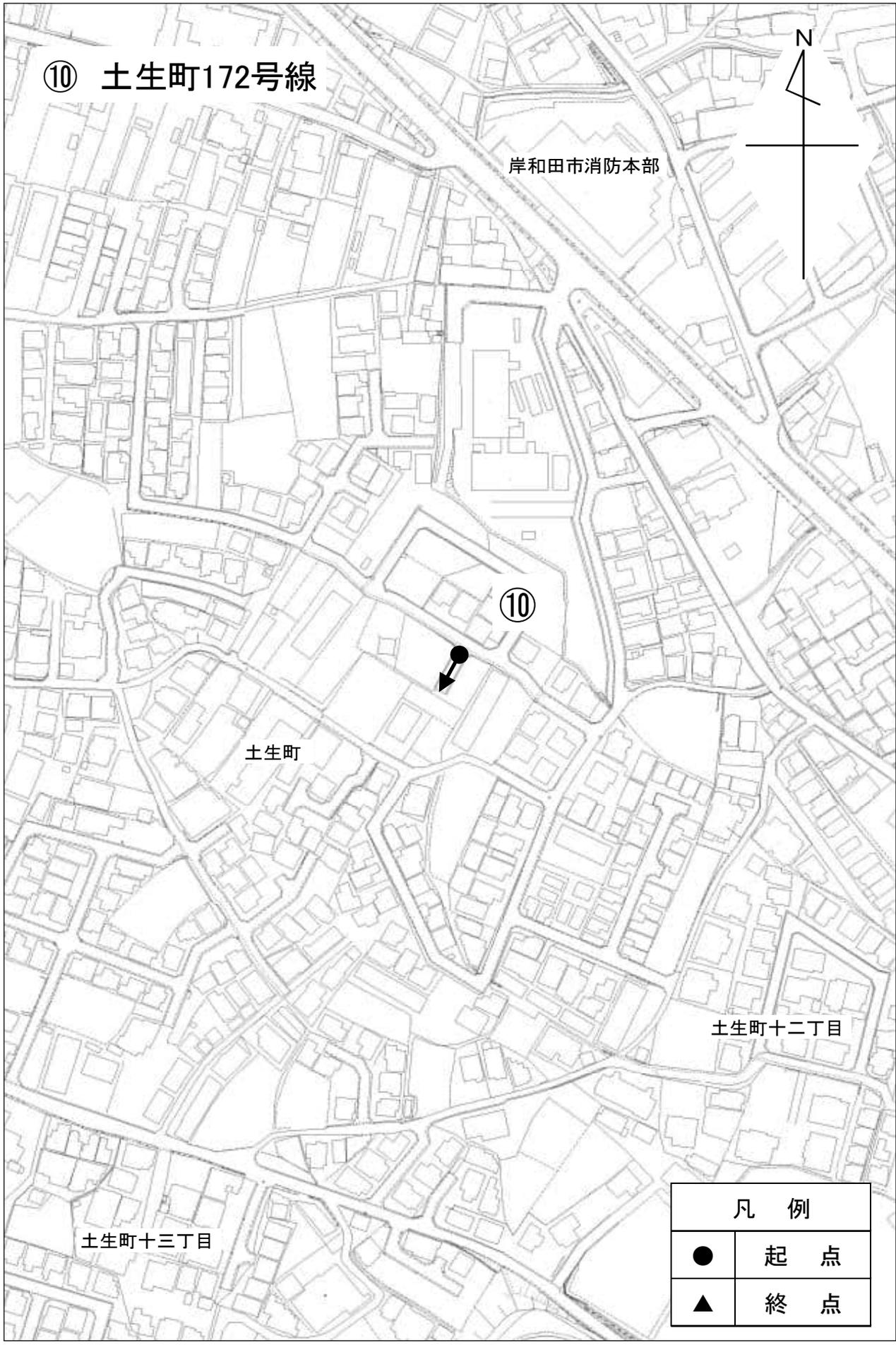
⑧

岸城町

南町

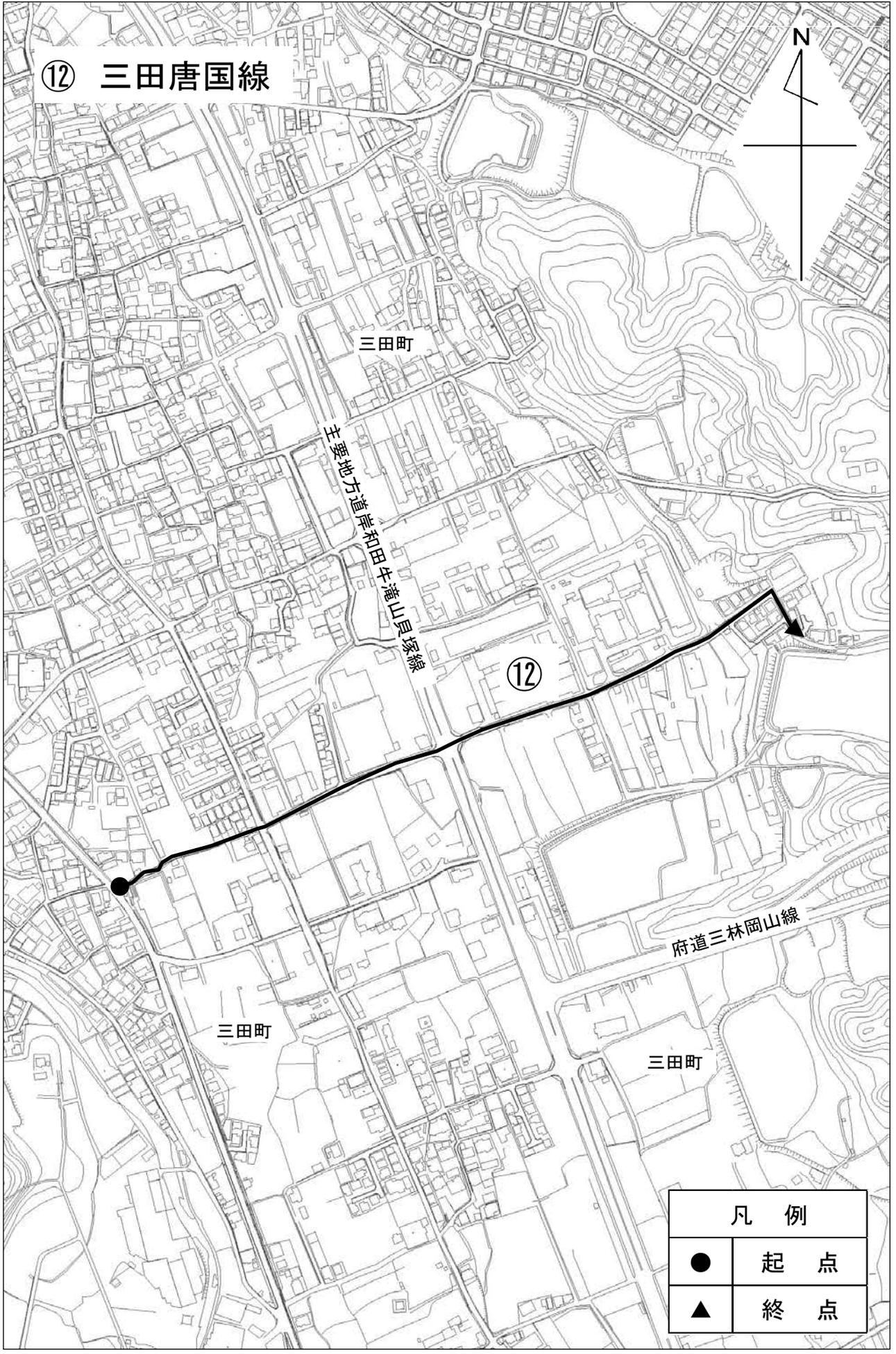
凡 例	
●	起 点
▲	終 点



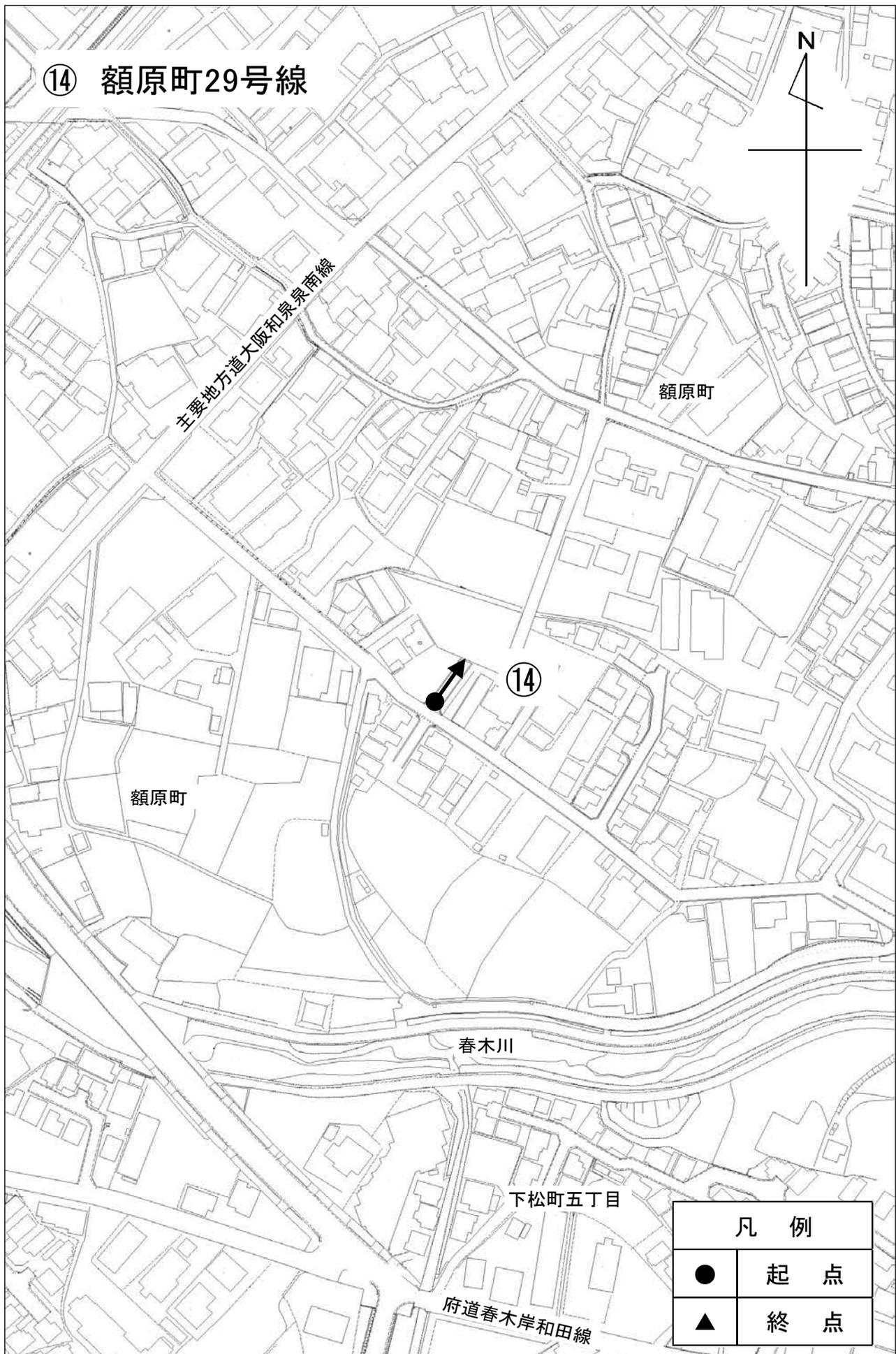


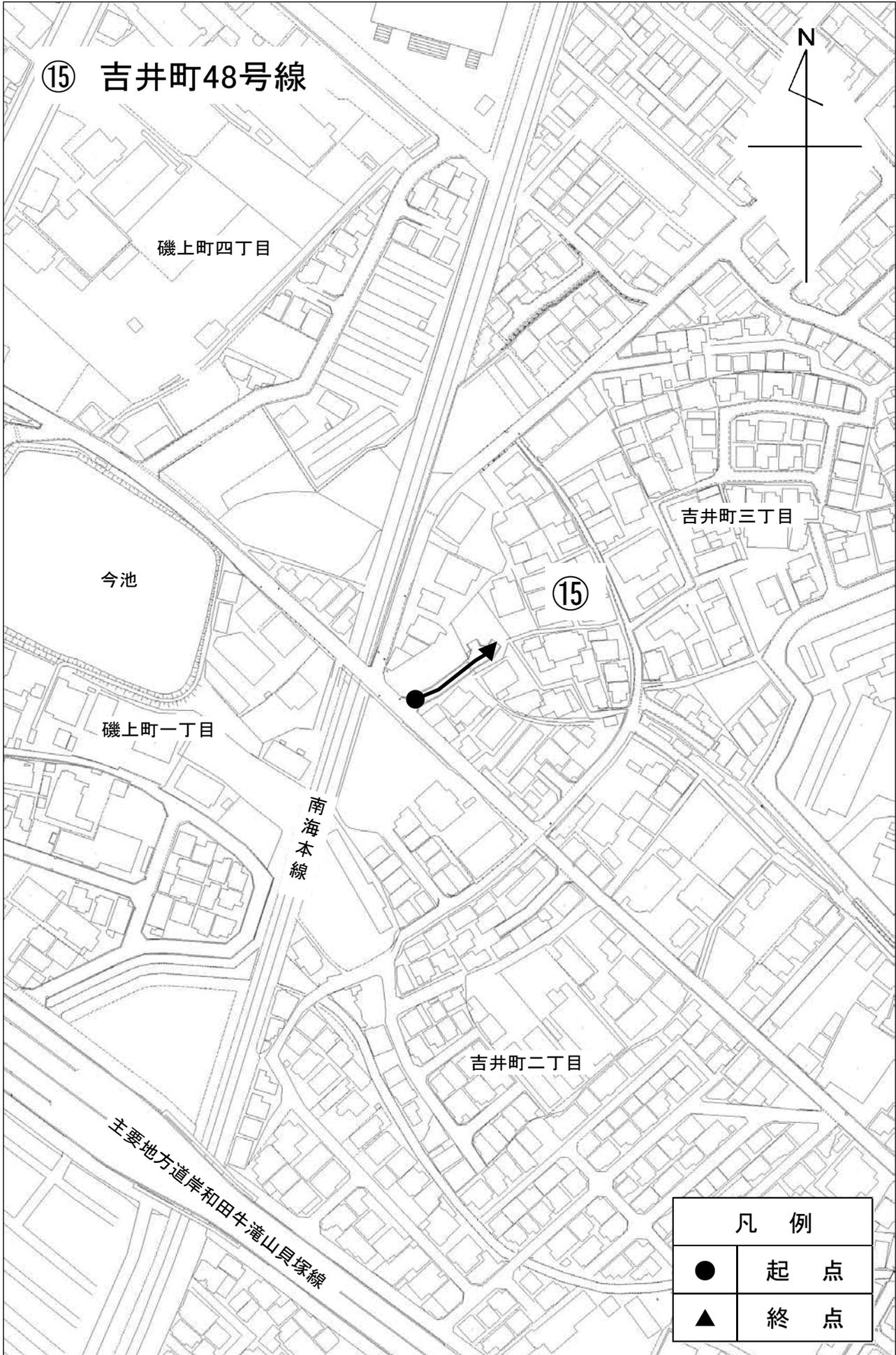


⑫ 三田唐国線









⑮ 吉井町48号線

磯上町四丁目

今池

磯上町一丁目

南海本線

吉井町三丁目

⑮

吉井町二丁目

主要地方道岸和田牛滝山貝塚線

N

凡 例	
●	起 点
▲	終 点



①⑥ 岸城町29号線

五軒屋町

堺町

市立中央小学校

府道堺阪南線

①⑥

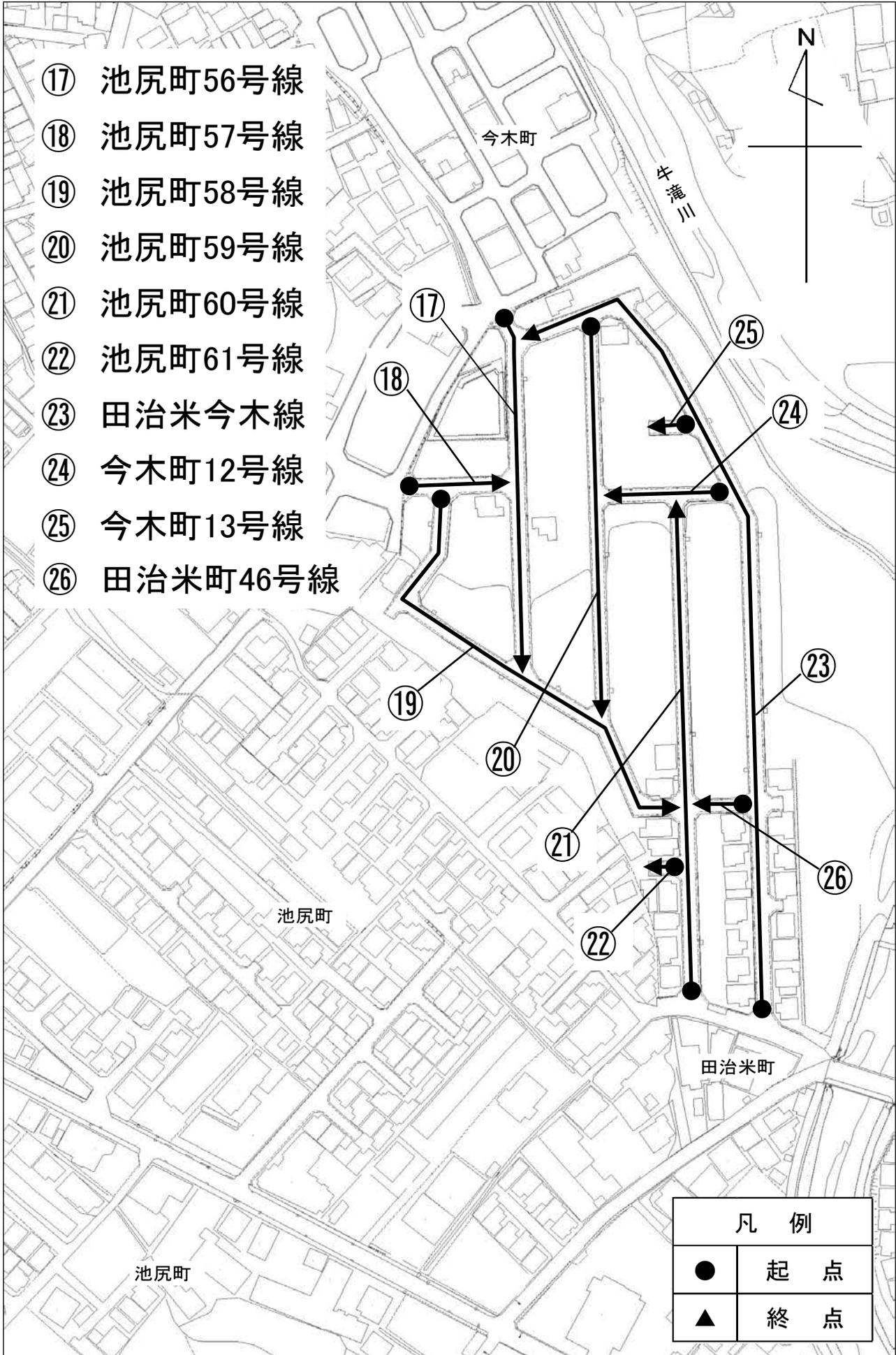
宮本町

主要地方道岸和田港塔原線

岸城町

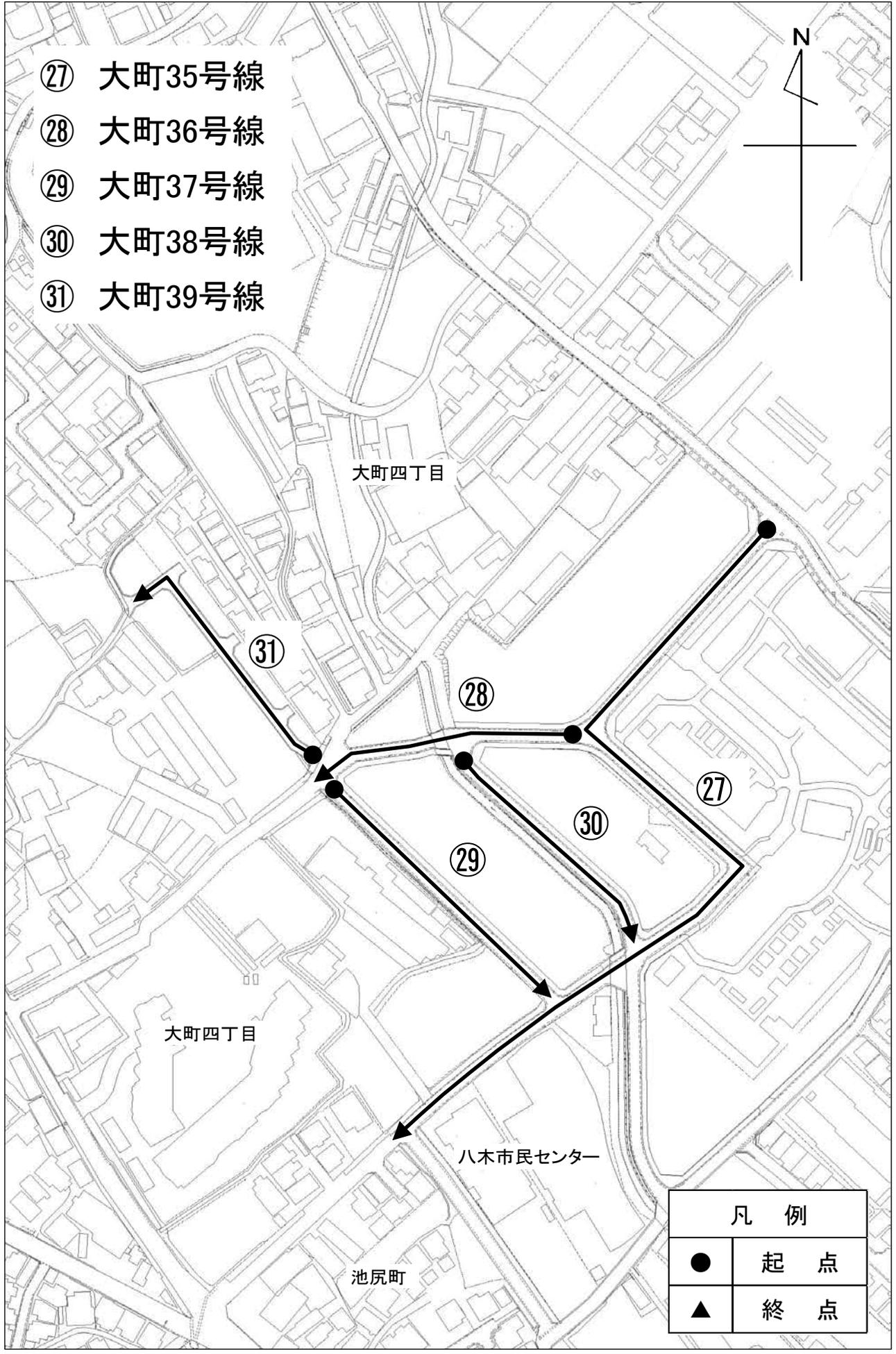
府立岸和田高等学校

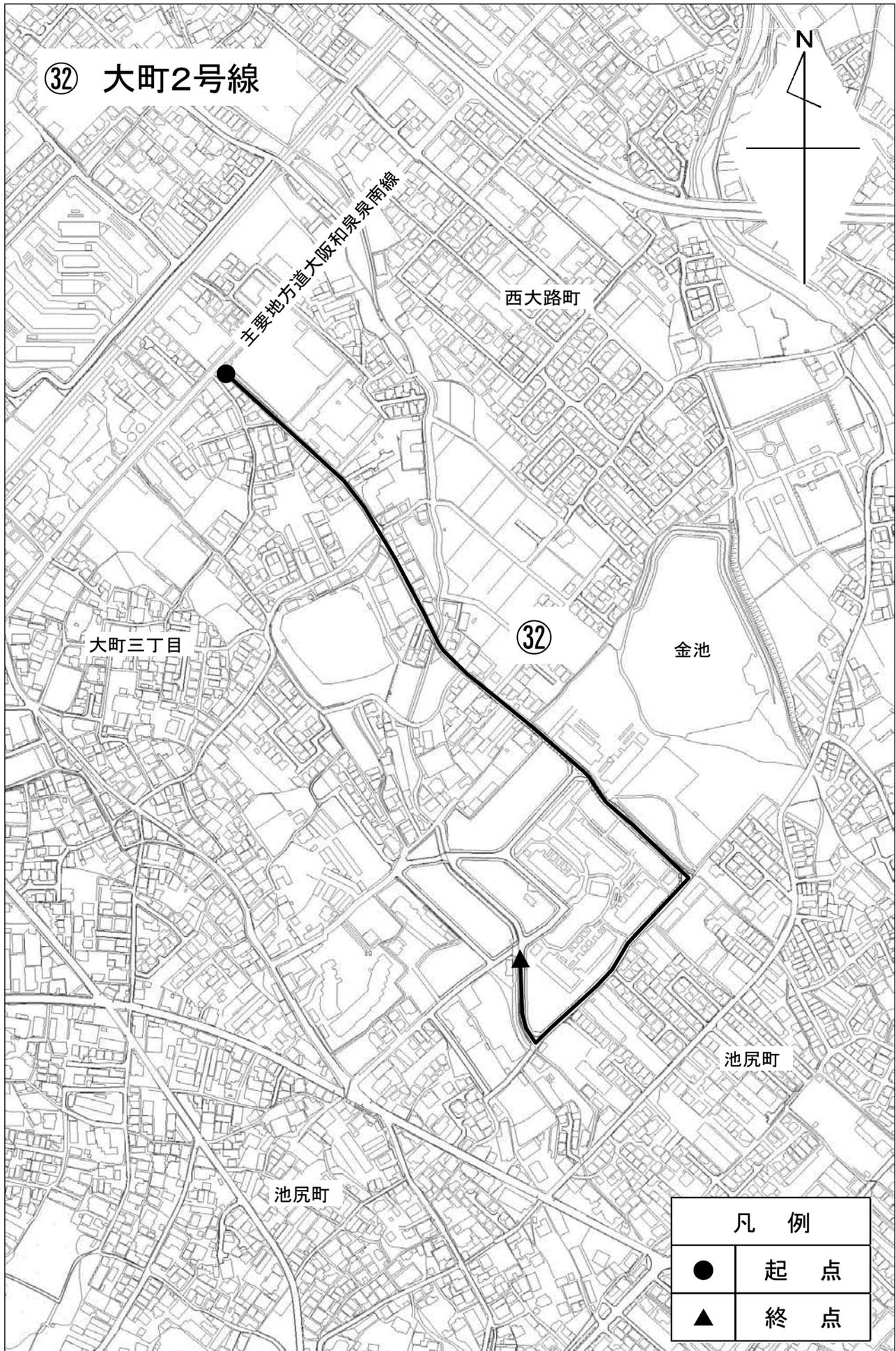
凡 例	
●	起 点
▲	終 点

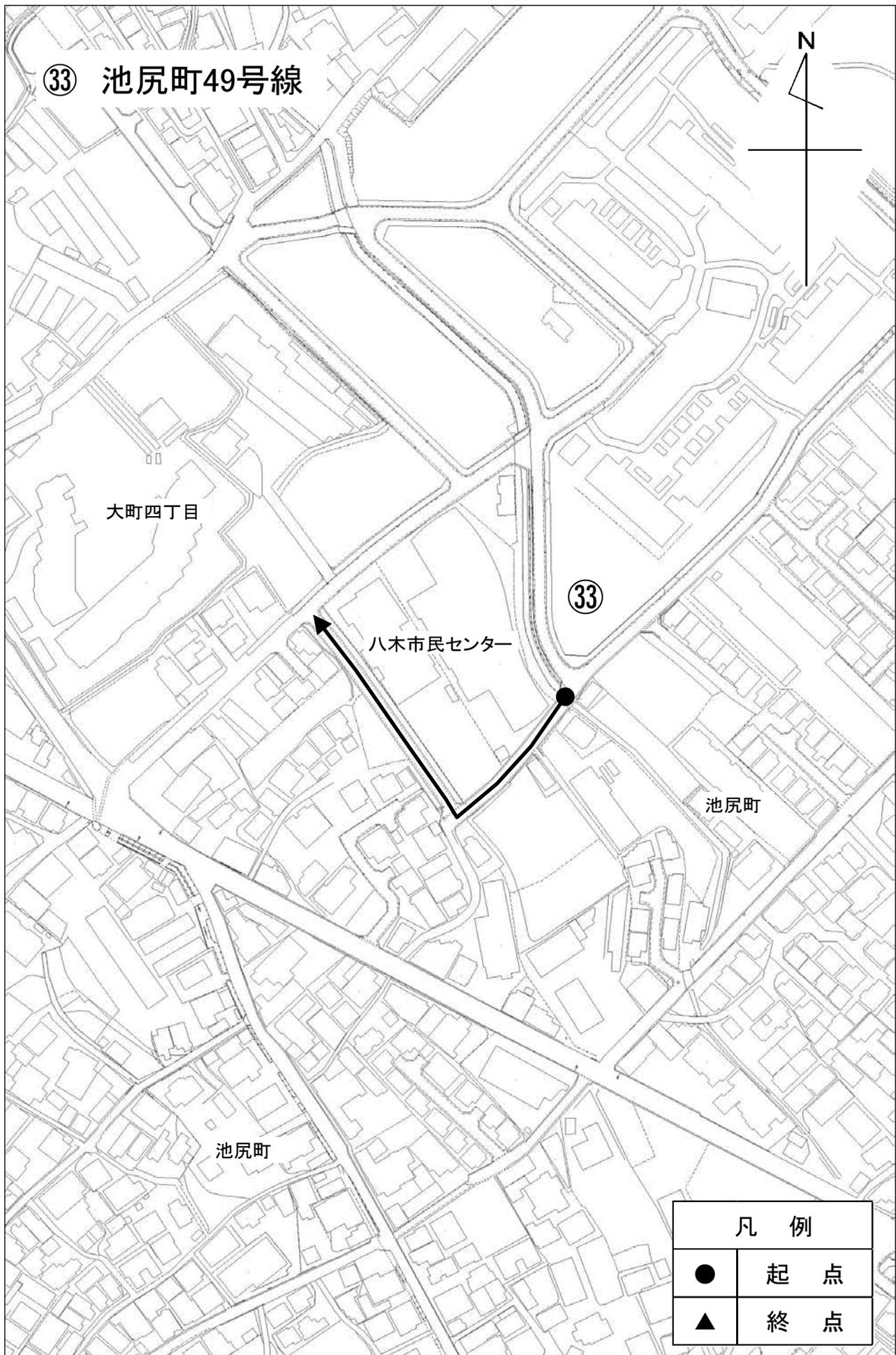


- ①⑦ 池尻町56号線
- ①⑧ 池尻町57号線
- ①⑨ 池尻町58号線
- ②⑩ 池尻町59号線
- ②⑪ 池尻町60号線
- ②⑫ 池尻町61号線
- ②⑬ 田治米今木線
- ②⑭ 今木町12号線
- ②⑮ 今木町13号線
- ②⑯ 田治米町46号線

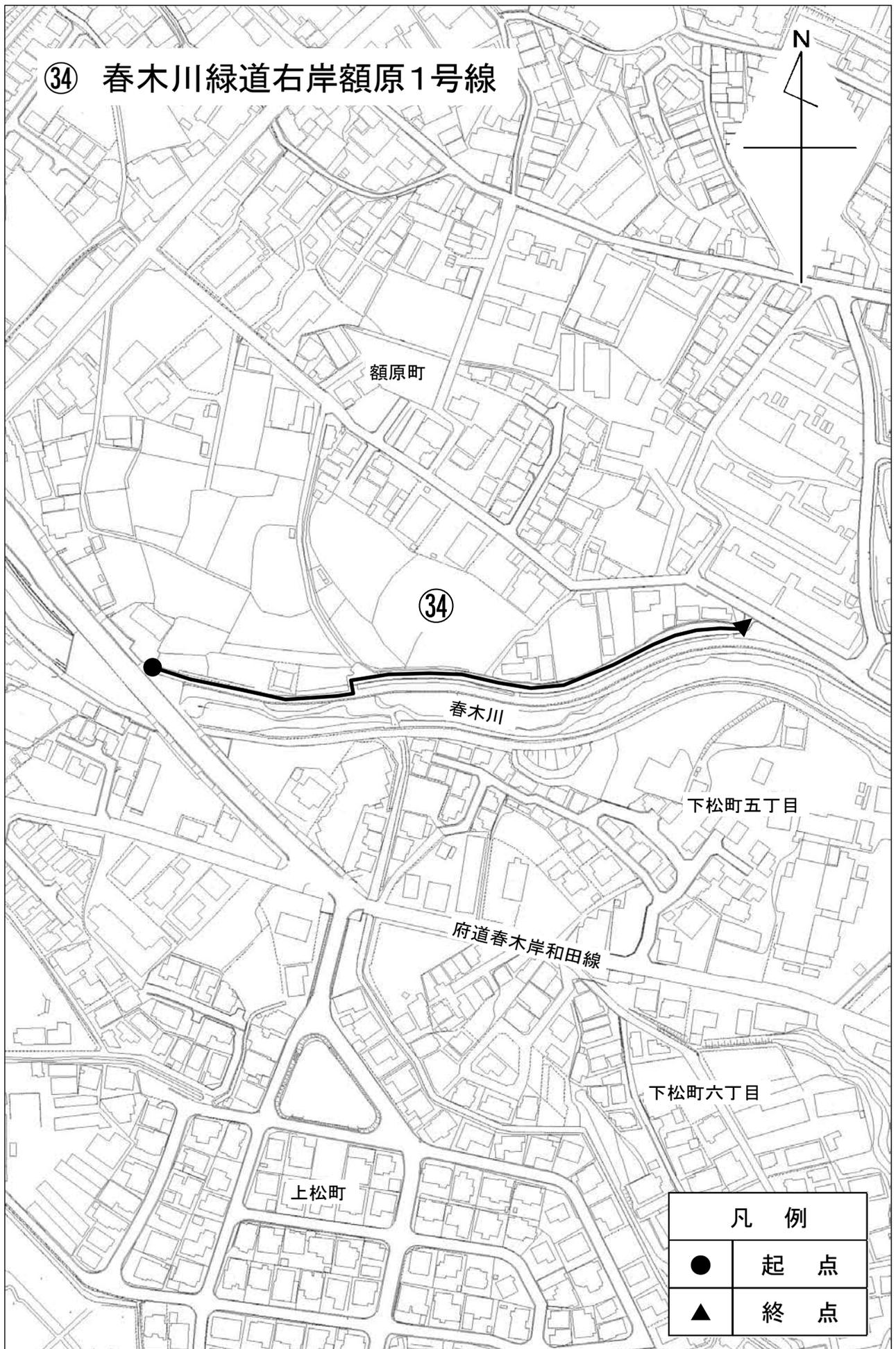
凡 例	
●	起 点
▲	終 点







③④ 春木川緑道右岸額原1号線



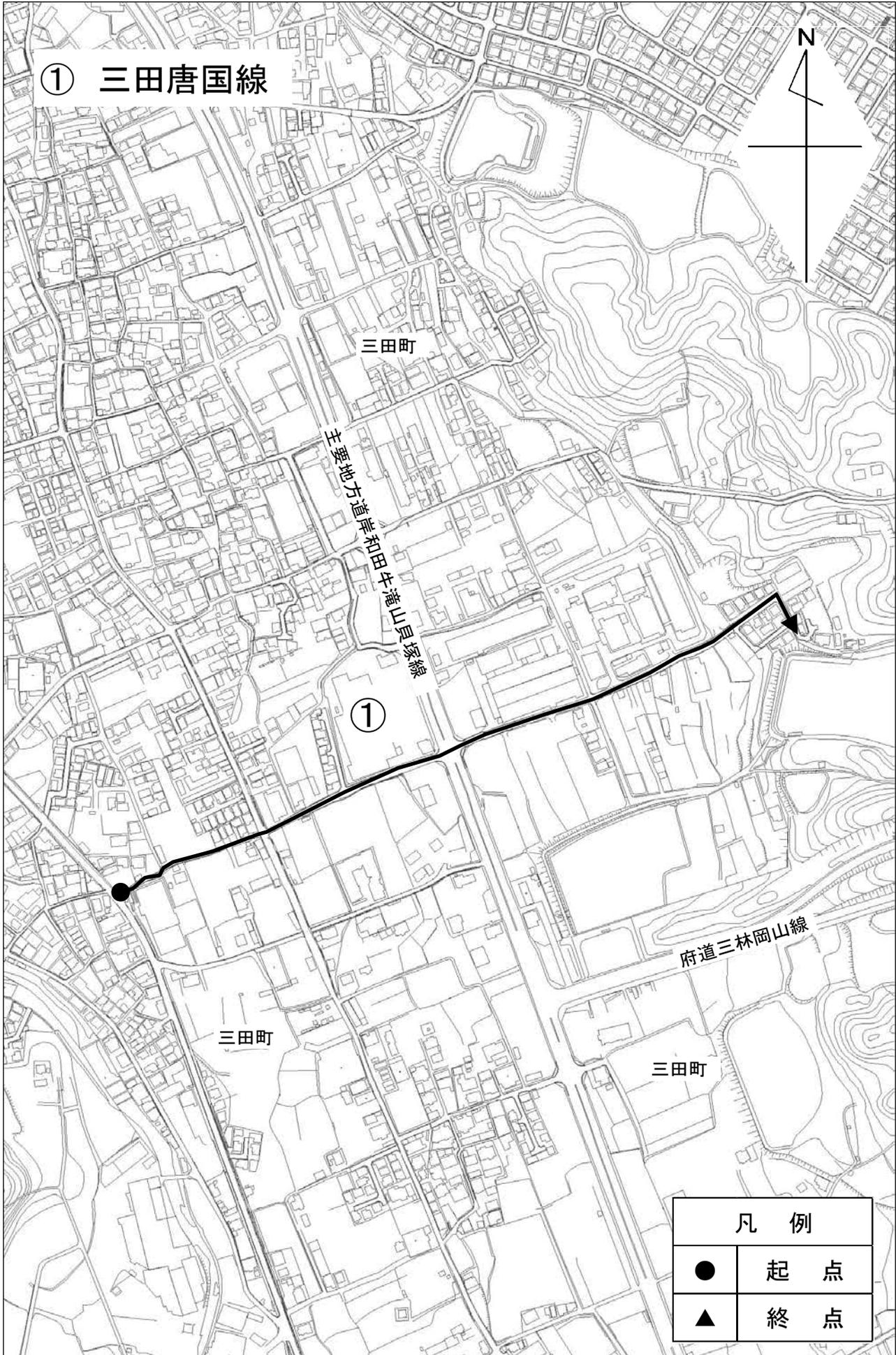
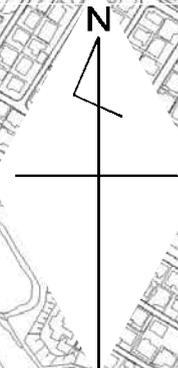
凡 例	
●	起 点
▲	終 点

市道路線廃止区域調書

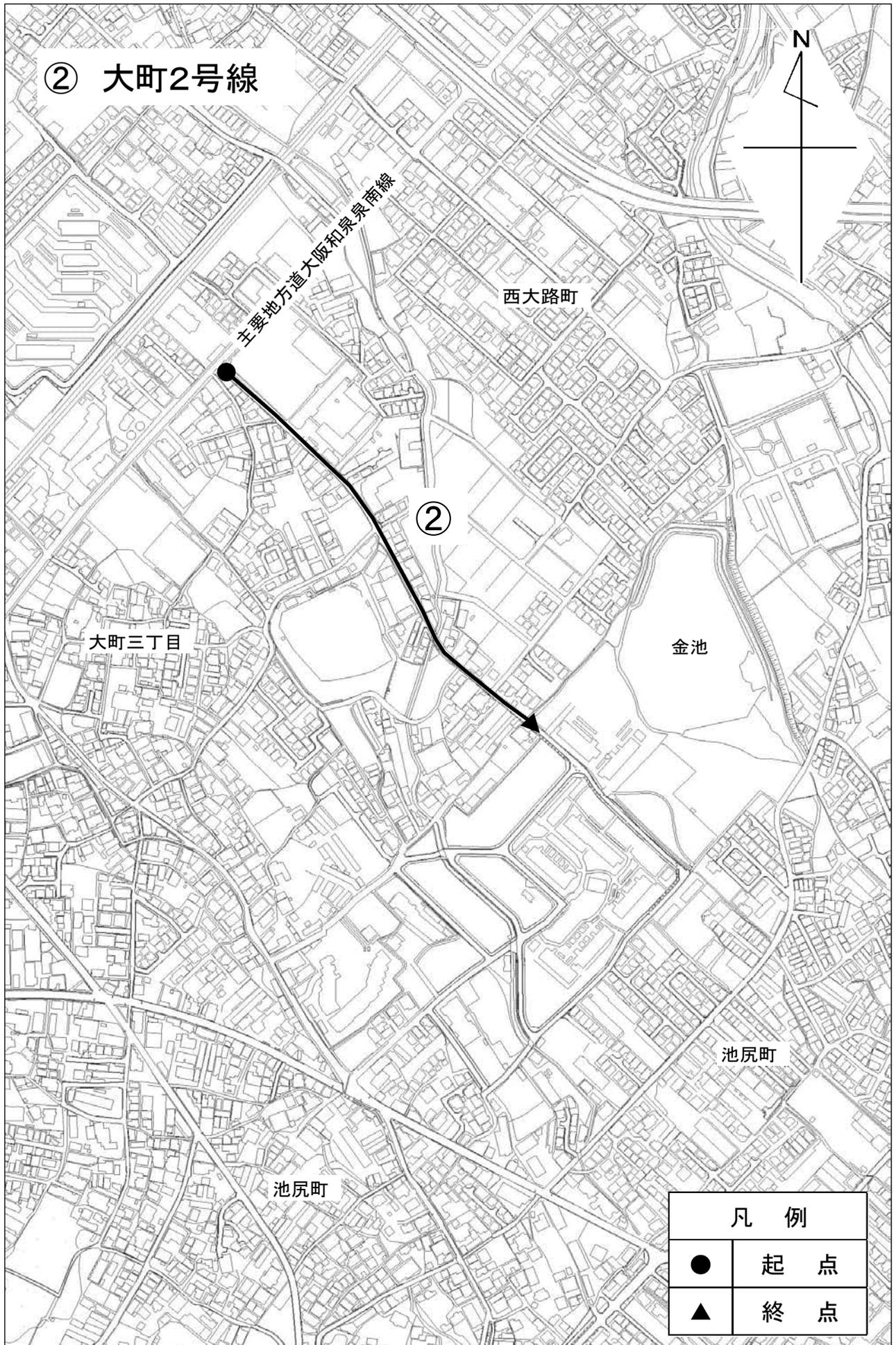
(参考資料)

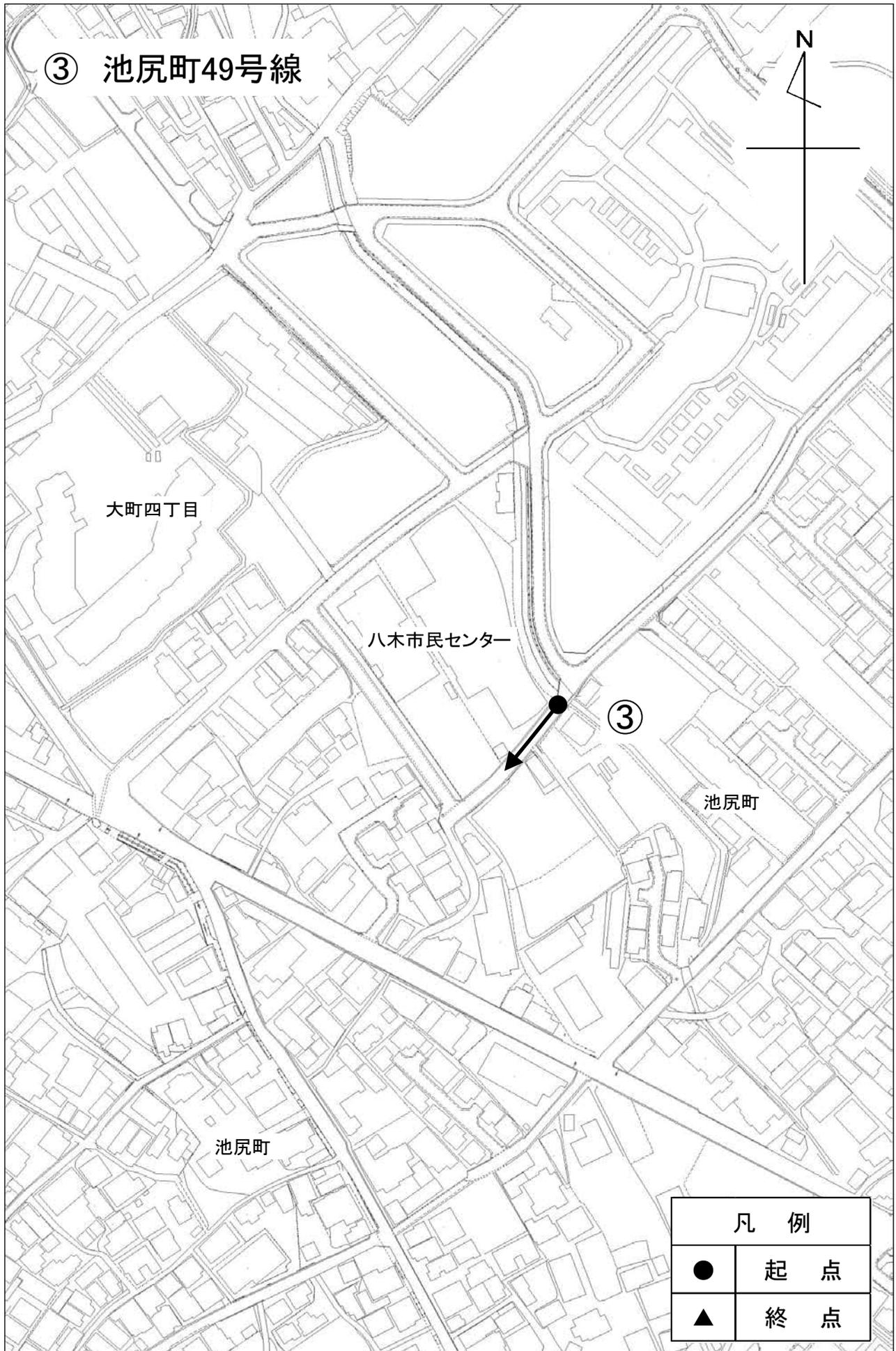
整理 番号	路線名	区 間	から まで	敷地		備考
				幅員(m)	延長(m)	
1	三田唐国線	三田町644-1 三田町363-20	から まで	2.3~6.8	748.2	
2	大町2号線	大町8-3 大町68-1	から まで	4.0~5.9	481.6	
3	池尻町49号線	池尻町950 池尻町339-2	から まで	4.8~4.9	35.0	
4	春木川緑道右岸額原1号線	額原町231 額原町329	から まで	2.5~12.0	312.5	

① 三田唐国線

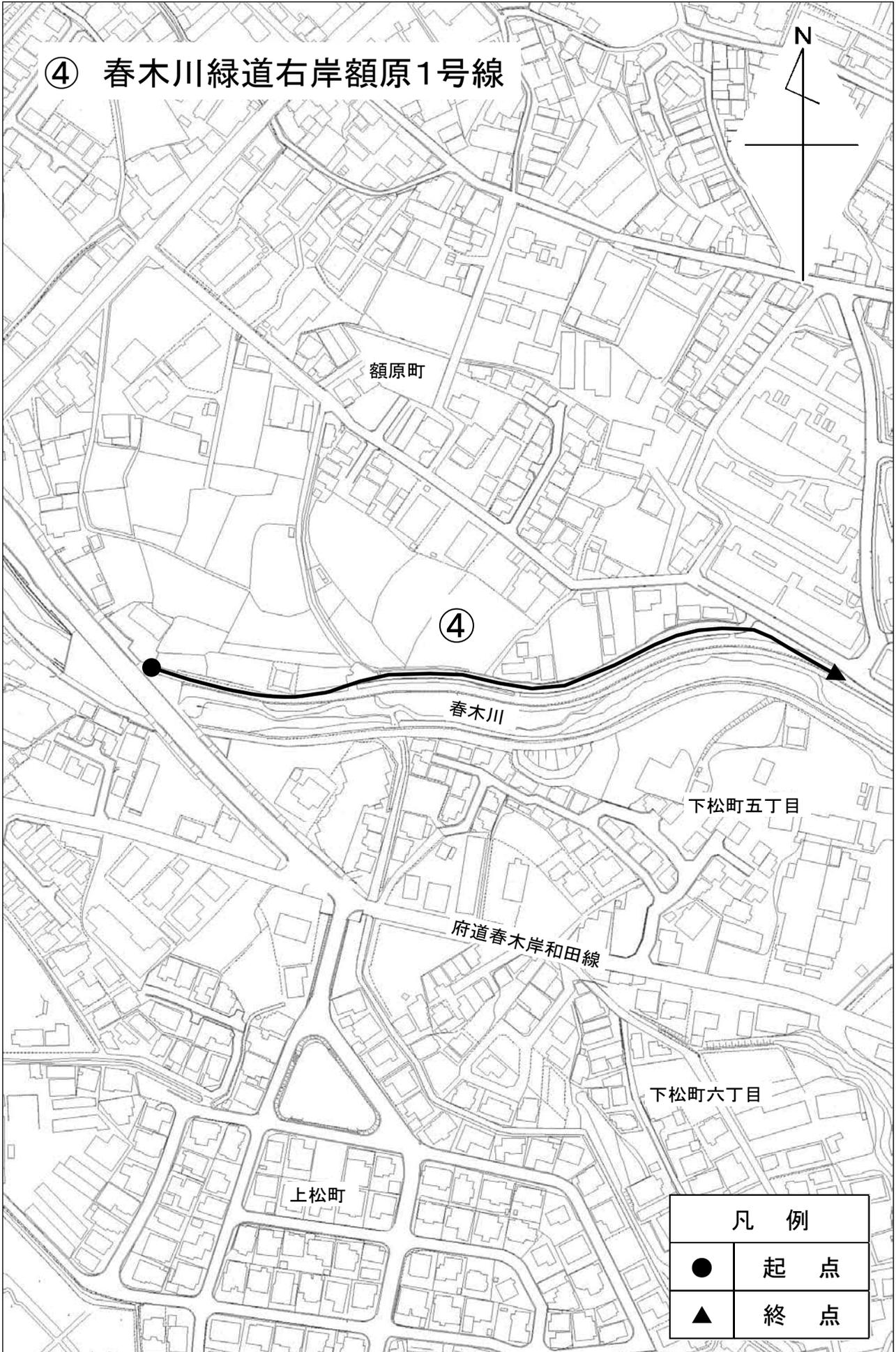


凡 例	
●	起 点
▲	終 点





④ 春木川緑道右岸額原1号線



各會計事項別明細書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	15,200,000	1,091,598	16,291,598
13 分担金及び負担金	1,009,907	2,962	1,012,869
15 国庫支出金	25,619,340	371,261	25,990,601
16 府支出金	7,822,390	60,700	7,883,090
17 財産収入	681,684	370,400	1,052,084
18 寄附金	754,037	16,566	770,603
19 繰入金	4,956,057	△301,642	4,654,415
21 諸収入	2,205,473	696,714	2,902,187
22 市債	4,499,900	1,180,500	5,680,400
歳入合計	96,934,658	3,489,059	100,423,717

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
01 議会費	415,883	△5,000	410,883
02 総務費	9,003,021	515,676	9,518,697
03 民生費	51,317,273	270,787	51,588,060
04 衛生費	8,738,965	661,000	9,399,965
06 農林水産業費	902,215	172,212	1,074,427
07 商工費	892,146	10,810	902,956
08 土木費	7,278,064	298,263	7,576,327
09 消防費	2,359,812	78,605	2,438,417
10 教育費	10,107,380	1,478,152	11,585,532
13 諸支出金	514,223	8,554	522,777
歳 出 合 計	96,934,658	3,489,059	100,423,717

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	△5,000
3,668	0	0	24,563	487,445
105,160	52,250	6,200	6	107,171
0	0	656,800	0	4,200
76,324	8,450	12,900	29,676	44,862
0	0	0	16,460	△5,650
△32,691	0	△37,500	0	368,454
0	0	800	0	77,805
218,800	0	541,300	100	717,952
0	0	0	0	8,554
371,261	60,700	1,180,500	70,805	1,805,793

2 歳 入

(款) 11 地方交付税 (項) 01 地方交付税

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税	15,200,000	1,091,598	16,291,598
01 地方交付税	15,200,000	1,091,598	16,291,598
01 地方交付税	15,200,000	1,091,598	16,291,598

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
01 地方交付税	1,091,598	普通交付税	896,869 (財政課)
		特別交付税	194,729 (財政課)

(款) 13 分担金及び負担金 (項) 01 分担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金	1,009,907	2,962	1,012,869
01 分担金	12,931	2,962	15,893
01 農林水産業費分担金	12,931	2,962	15,893

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 農業費分担金	2,962	土地改良施設整備事業費分担金	2,962 (農林水産課)

(款) 15 国庫支出金 (項) 01 国庫負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	25,619,340	371,261	25,990,601
01 国庫負担金	20,147,465	104,500	20,251,965
01 民生費国庫負担金	20,090,104	104,500	20,194,604
02 国庫補助金	5,437,620	266,761	5,704,381
01 総務費国庫補助金	2,497,707	107,301	2,605,008
02 民生費国庫補助金	1,297,642	660	1,298,302
05 土木費国庫補助金	471,917	△60,000	411,917
07 教育費国庫補助金	906,260	218,800	1,125,060

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 社会福祉費負担金	64,500	自立支援・介護給付費等事業費負担金 64,500 (障害者支援課)
02 児童福祉費負担金	40,000	障害児通所支援事業費負担金 40,000 (子育て支援課)
01 総務管理費補助金	107,301	社会保障・税番号システム整備費補助金 3,668 (市民課) 地域未来交付金 103,633 (企画課)
03 生活保護費補助金	660	生活保護等システム運用事業費補助金 660 (生活福祉課)
04 住宅費補助金	△60,000	住宅整備事業費補助金 △60,000 (住宅政策課)
02 小学校費補助金	201,000	小学校大規模改造事業費補助金 201,000 (学校管理課)
03 中学校費補助金	16,100	中学校整備事業費補助金 16,100 (学校管理課)
06 保健体育費補助金	1,700	学校給食管理事業費補助金 1,700 (学校給食課)

(款) 16 府支出金 (項) 01 府負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 府支出金	7,822,390	60,700	7,883,090
01 府負担金	5,746,396	52,250	5,798,646
01 民生費府負担金	5,743,074	52,250	5,795,324
02 府補助金	1,382,948	8,450	1,391,398
05 農林水産業費府補助金	187,595	8,450	196,045

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 社会福祉費負担金	32,250	自立支援・介護給付費等事業費負担金	32,250 (障害者支援課)
02 児童福祉費負担金	20,000	障害児通所支援事業費負担金	20,000 (子育て支援課)
01 農業費補助金	8,450	土地改良施設整備事業費補助金	8,450 (農林水産課)

(款) 17 財産収入 (項) 02 財産売払収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
17 財産収入	681,684	370,400	1,052,084
02 財産売払収入	431,039	370,400	801,439
01 不動産売払収入	430,589	370,400	800,989

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 土地売払収入	370,400	土地売払収入	370,400 (住宅政策課)

(款) 18 寄附金 (項) 01 寄附金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金	754,037	16,566	770,603
01 寄附金	754,037	16,566	770,603
03 指定寄附金	2,937	16,566	19,503

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 指定寄附金	16,566	教育総務費々途指定寄附金	100 (教育総務部総務課)
		社会福祉費々途指定寄附金	6 (福祉政策課)
		商工費々途指定寄附金	16,460 (観光課)

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	4,956,057	△301,642	4,654,415
01 基金繰入金	4,843,019	△326,205	4,516,814
01 財政調整基金繰入金	1,909,673	△326,205	1,583,468
02 特別会計繰入金	50,392	24,563	74,955
02 下水道事業会計繰入金	12,876	3,641	16,517
03 病院事業会計繰入金	1,830	20,922	22,752

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
01 財政調整基金繰入金	△326,205	財政調整基金繰入金	△326,205 (財政課)
01 下水道事業会計繰入金	3,641	下水道事業会計繰入金	3,641 (人事課)
01 病院事業会計繰入金	20,922	病院事業会計繰入金	20,922 (人事課)

(款) 21 諸収入 (項) 04 収益事業収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
21 諸収入	2,205,473	696,714	2,902,187
04 収益事業収入	769,599	670,000	1,439,599
01 競輪事業収入	469,599	670,000	1,139,599
05 雑入	1,365,285	26,714	1,391,999
03 雑入	1,363,233	26,714	1,389,947

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 競輪事業収入	670,000	競輪事業収入	670,000 (財政課)
03 雑入	26,714	デジタル水産業戦略拠点整備協力金	26,714 (農林水産課)

(款) 22 市債 (項) 01 市債

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
22 市債	4,499,900	1,180,500	5,680,400
01 市債	4,499,900	1,180,500	5,680,400
01 総務債	338,900	31,400	370,300
03 衛生債	594,500	656,000	1,250,500
04 農林水産業債	126,900	12,900	139,800
06 土木債	1,656,200	△54,000	1,602,200
08 教育債	957,300	534,200	1,491,500

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 総務管理債	31,400	デジタル環境整備事業債	31,400 (財政課)
04 上水道債	656,000	上水道事業出資債	656,000 (財政課)
01 農業債	12,900	農業施設整備事業債	12,900 (農林水産課)
05 住宅債	△54,000	市営住宅整備事業債	△54,000 (住宅政策課)
01 小学校債	422,300	小学校整備事業債	422,300
		小学校整備事業債	8,300 (学校給食課)
		小学校整備事業債	414,000 (学校管理課)
02 中学校債	111,900	中学校整備事業債	111,900 (学校管理課)

3 歳 出

(款) 01 議会費 (項) 01 議会費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
01 議会費	415,883	△5,000	410,883	0	0	0	△5,000
01 議会費	415,883	△5,000	410,883	0	0	0	△5,000
01 議会費	415,883	△5,000	410,883	0	0	0	△5,000

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
02 給料	△2,714	000100		02 給料	△2,714
		職員給与費等10人	△5,000	一般職給	△2,714
03 職員手当等	△1,485	(人事課)		03 職員手当等	△1,485
				地域手当	△272
				期末勤勉手当	△1,213
04 共済費	△801			04 共済費	△801
				職員共済組合等負担金	△801

(款) 02 総務費 (項) 01 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	9,003,021	515,676	9,518,697	3,668	0	24,563	487,445
01 総務管理費	6,825,392	512,008	7,337,400	0	0	24,563	487,445
01 一般管理費	2,614,229	310,728	2,924,957	0	0	24,563	286,165
11 文化国際費	530,503	31,280	561,783	0	0	0	31,280
21 減債基金費	6,152	170,000	176,152	0	0	0	170,000
03 戸籍住民基本台帳費	759,875	3,668	763,543	3,668	0	0	0
01 戸籍住民基本台帳費	759,875	3,668	763,543	3,668	0	0	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
02 給料	△21,712	000500 職員給与費等229人 (人事課)	244,738	02 給料 一般職給	△21,712 △21,712
03 職員手当等	272,858			03 職員手当等 地域手当	272,858 △2,172
04 共済費	△6,408			期末勤勉手当 退職手当	△9,708 284,738
18 負担金、補助 及び交付金	65,990			04 共済費 職員共済組合等負担金	△6,408 △6,408
		089200 公営企業職員等退職手 当負担事業 (人事課)	65,990	18 負担金、補助及び交付金 負担金	65,990 65,990
12 委託料	31,280	098200 浪切ホール及び旧港地 区立体駐車場指定管理 事業 (文化国際課)	31,280	12 委託料 指定管理者委託料	31,280 31,280
24 積立金	170,000	010700 岸和田市減債基金積立 事業 (財政課)	170,000	24 積立金 積立金	170,000 170,000
12 委託料	3,668	012100 戸籍事務事業 (市民課)	1,848	12 委託料 システム管理・開発委託料	1,848 1,848
		012200 住民基本台帳事務事業 (市民課)	1,820	12 委託料 システム管理・開発委託料	1,820 1,820

(款) 03 民生費 (項) 01 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	51,317,273	270,787	51,588,060	157,410	0	6	113,371
01 社会福祉費	17,796,140	196,256	17,992,396	96,750	0	6	99,500
01 社会福祉総務費	1,564,578	6	1,564,584	0	0	6	0
03 障害者総合支援費	8,230,508	132,000	8,362,508	96,750	0	0	35,250
06 介護保険費	3,182,653	64,250	3,246,903	0	0	0	64,250
02 児童福祉費	19,942,628	80,871	20,023,499	60,000	0	0	20,871
06 児童福祉施設費	721,502	871	722,373	0	0	0	871
07 障害児通所支援費	1,850,106	80,000	1,930,106	60,000	0	0	20,000
03 生活保護費	11,269,781	△6,340	11,263,441	660	0	0	△7,000
01 生活保護総務費	548,475	△6,340	542,135	660	0	0	△7,000

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
24 積立金	6	015200 岸和田市地域福祉基金 積立事業 (福祉政策課)	6	24 積立金 積立金	6 6
19 扶助費	132,000	079600 自立支援・介護給付費 等事業 (障害者支援課)	132,000	19 扶助費 扶助費	132,000 132,000
27 繰出金	64,250	020100 介護保険事業特別会計 繰出事業 (介護保険課)	64,250	27 繰出金 繰出金	64,250 64,250
12 委託料	871	023800 児童遊園指定管理事業 (公園緑地課)	871	12 委託料 指定管理者委託料	871 871
19 扶助費	80,000	077300 障害児通所支援事業 (子育て支援課)	80,000	19 扶助費 扶助費	80,000 80,000
02 給料	△3,800	025200 職員給与費等65人 (人事課)	△7,000	02 給料 一般職給	△3,800 △3,800
03 職員手当等	△2,079			03 職員手当等 地域手当	△2,079 △380
04 共済費	△1,121			期末勤勉手当	△1,699
12 委託料	660			04 共済費 職員共済組合等負担金	△1,121 △1,121
		119000 生活保護等システム運 用事業 (生活福祉課)	660	12 委託料 システム管理・開発委託料	660 660

(款) 04 衛生費 (項) 01 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	8,738,965	661,000	9,399,965	0	656,000	0	5,000
01 保健衛生費	2,942,376	2,500	2,944,876	0	0	0	2,500
01 保健衛生総務費	502,025	2,500	504,525	0	0	0	2,500
03 清掃費	3,642,623	2,500	3,645,123	0	0	0	2,500
01 清掃総務費	297,732	2,500	300,232	0	0	0	2,500
05 上水道費	335,095	656,000	991,095	0	656,000	0	0
01 上水道総務費	335,095	656,000	991,095	0	656,000	0	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
02 給料	1,356	026400		02 給料	1,356
03 職員手当等	743	職員給与費等28人 (人事課)	2,500	一般職給	1,356
04 共済費	401			03 職員手当等	743
				地域手当	743
				04 共済費	401
				職員共済組合等負担金	401
02 給料	1,356	029900		02 給料	1,356
03 職員手当等	743	職員給与費等37人 (人事課)	2,500	一般職給	1,356
04 共済費	401			03 職員手当等	743
				地域手当	743
				04 共済費	401
				職員共済組合等負担金	401
23 投資及び出資金	656,000	135700		23 投資及び出資金	656,000
		大阪広域水道企業団負 担事業 (下水道河川総務課)	656,000	投資及び出資金	656,000

(款) 06 農林水産業費 (項) 01 農業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
06 農林水産業費	902,215	172,212	1,074,427	84,774	12,900	29,676	44,862
01 農業費	513,389	19,563	532,952	8,450	12,900	2,962	△4,749
01 農業委員会費	47,549	△5,000	42,549	0	0	0	△5,000
03 農地費	266,207	24,563	290,770	8,450	12,900	2,962	251
03 農林水産等振興費	249,657	152,649	402,306	76,324	0	26,714	49,611
03 水産業振興費	146,336	152,649	298,985	76,324	0	26,714	49,611

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
02 給料	△2,714	032800		02 給料	△2,714
		職員給与費等4人	△5,000	一般職給	△2,714
03 職員手当等	△1,485	(人事課)		03 職員手当等	△1,485
				地域手当	△272
04 共済費	△801			期末勤勉手当	△1,213
				04 共済費	△801
				職員共済組合等負担金	△801
10 需用費	123	033700		10 需用費	123
		土地改良施設整備事業	24,563	消耗品費	98
14 工事請負費	13,000	(農林水産課)		燃料費	25
				14 工事請負費	13,000
18 負担金、補助 及び交付金	11,440			工事費	13,000
				18 負担金、補助及び交付金	11,440
				負担金	11,440
18 負担金、補助 及び交付金	152,649	035600		18 負担金、補助及び交付金	152,649
		水産業振興事業	152,649	負担金	152,649
		(農林水産課)			

(款) 07 商工費 (項) 01 商工費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
07 商工費	892,146	10,810	902,956	0	0	16,460	△5,650
01 商工費	892,146	10,810	902,956	0	0	16,460	△5,650
01 商工総務費	137,067	△10,000	127,067	0	0	0	△10,000
03 観光費	262,413	20,810	283,223	0	0	16,460	4,350

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
02 給料	△5,428	035700 職員給与費等17人 (人事課)	△10,000	02 給料 一般職給	△5,428 △5,428
03 職員手当等	△2,970			03 職員手当等 地域手当	△2,970 △543
04 共済費	△1,602			04 共済費 職員共済組合等負担金	△2,427 △1,602 △1,602
12 委託料	4,350	038200 岸和田城周辺整備基金 積立事業 (観光課)	16,460	24 積立金 積立金	16,460 16,460
24 積立金	16,460	038600 岸和田城指定管理事業 (観光課)	1,050	12 委託料 指定管理者委託料	1,050 1,050
		038900 だんじり会館指定管理 事業 (観光課)	2,520	12 委託料 指定管理者委託料	2,520 2,520
		072300 二の丸広場観光交流セ ンター指定管理事業 (観光課)	780	12 委託料 指定管理者委託料	780 780

(款) 08 土木費 (項) 02 道路橋りょう費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
08 土木費	7,278,064	298,263	7,576,327	△32,691	△54,000	0	384,954
02 道路橋りょう費	1,040,785	△5,000	1,035,785	0	0	0	△5,000
01 道路橋りょう 総務費	312,477	△5,000	307,477	0	0	0	△5,000
03 交通安全対策費	756,917	641	757,558	0	0	0	641
02 交通安全対策 費	703,891	641	704,532	0	0	0	641
06 水路費	104,693	△4,000	100,693	0	0	0	△4,000
01 水路総務費	30,512	△4,000	26,512	0	0	0	△4,000
07 都市計画費	4,455,029	56,222	4,511,251	27,309	0	0	28,913
01 都市計画総務 費	906,688	54,618	961,306	27,309	0	0	27,309
04 公園費	410,321	1,604	411,925	0	0	0	1,604
08 住宅費	700,306	250,400	950,706	△60,000	△54,000	0	364,400
01 住宅総務費	437,098	370,400	807,498	0	0	0	370,400
02 住宅管理費	263,208	△120,000	143,208	△60,000	△54,000	0	△6,000

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
02 給料	△2,714	039500		02 給料	△2,714
03 職員手当等	△1,485	職員給与費等35人 (人事課)	△5,000	一般職給	△2,714
04 共済費	△801			03 職員手当等	△1,485
				地域手当	△272
				期末勤勉手当	△1,213
				04 共済費	△801
				職員共済組合等負担金	△801
12 委託料	641	120400		12 委託料	641
		自転車等駐車場指定管 理事業 (建設管理課)	641	指定管理者委託料	641
02 給料	△2,171	042900		02 給料	△2,171
03 職員手当等	△1,188	職員給与費等3人 (人事課)	△4,000	一般職給	△2,171
04 共済費	△641			03 職員手当等	△1,188
				地域手当	△217
				期末勤勉手当	△971
				04 共済費	△641
				職員共済組合等負担金	△641
18 負担金、補助 及び交付金	54,618	094200		18 負担金、補助及び交付金	54,618
		交通政策検討事業 (交通まちづくり課)	54,618	負担金	54,618
12 委託料	1,604	045200		12 委託料	1,604
		公園指定管理事業 (公園緑地課)	1,604	指定管理者委託料	1,604
24 積立金	370,400	046900		24 積立金	370,400
		公共公益施設整備基金 積立事業 (住宅政策課)	370,400	積立金	370,400
14 工事請負費	△120,000	083600		14 工事請負費	△120,000
		市営住宅財産管理事業 (住宅政策課)	△120,000	工事費	△120,000

(款) 09 消防費 (項) 01 消防費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
09 消防費	2,359,812	78,605	2,438,417	0	0	0	78,605
01 消防費	2,359,812	78,605	2,438,417	0	0	0	78,605
01 常備消防費	1,944,702	77,385	2,022,087	0	0	0	77,385
04 水防費	19,732	1,220	20,952	0	0	0	1,220

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内 訳	
03 職員手当等	77,385	047300 職員給与費等207人 (人事課)	77,385	03 職員手当等 退職手当	77,385 77,385
07 報償費	1,220	049300 水防団事業 (危機管理課)	1,220	07 報償費 報償金	1,220 1,220

(款) 10 教育費 (項) 01 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	10,107,380	1,478,152	11,585,532	218,800	534,200	100	725,052
01 教育総務費	2,141,412	715,267	2,856,679	0	0	100	715,167
02 事務局費	533,832	45,167	578,999	0	0	0	45,167
04 教育基金費	1,434	670,100	671,534	0	0	100	670,000
02 小学校費	2,013,169	615,000	2,628,169	201,000	414,000	0	0
03 学校建設費	888,000	615,000	1,503,000	201,000	414,000	0	0
03 中学校費	909,787	128,000	1,037,787	16,100	111,900	0	0
01 学校管理費	564,930	128,000	692,930	16,100	111,900	0	0
04 高等学校費	951,639	5,297	956,936	0	0	0	5,297
01 高等学校総務費	919,195	5,297	924,492	0	0	0	5,297
05 幼稚園費	791,467	4,588	796,055	0	0	0	4,588
01 幼稚園費	791,467	4,588	796,055	0	0	0	4,588
07 保健体育費	2,424,411	10,000	2,434,411	1,700	8,300	0	0
07 学校給食費	1,612,273	10,000	1,622,273	1,700	8,300	0	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
03 職員手当等	45,167	049900 職員給与費等56人 (人事課)	45,167	03 職員手当等 退職手当	45,167 45,167
24 積立金	670,100	051800 教育基金積立事業 (教育総務部総務課)	670,100	24 積立金 積立金	670,100 670,100
14 工事請負費	615,000	115300 小学校大規模改造事業 (学校管理課)	615,000	14 工事請負費 工事費	615,000 615,000
12 委託料	128,000	054700 中学校整備事業 (学校管理課)	128,000	12 委託料 その他の委託料	128,000 128,000
03 職員手当等	5,297	056200 職員給与費等71人 (人事課)	5,297	03 職員手当等 退職手当	5,297 5,297
03 職員手当等	4,588	057600 職員給与費等85人 (人事課)	4,588	03 職員手当等 退職手当	4,588 4,588
14 工事請負費	10,000	114400 学校給食管理事業 (学校給食課)	10,000	14 工事請負費 工事費	10,000 10,000

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
13 諸支出金	514,223	8,554	522,777	0	0	0	8,554
02 還付金	483,745	8,554	492,299	0	0	0	8,554
04 国庫支出金還付金	436,063	7,032	443,095	0	0	0	7,032
05 府支出金還付金	24,389	1,522	25,911	0	0	0	1,522

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
22 償還金、利子 及び割引料	7,032	135200 自立支援・介護給付費 等事業費国庫負担金償 還事業 (障害者支援課)	3,043	22 償還金、利子及び割引料 償還金	3,043 3,043
		132600 母子保健衛生費国庫補 助金償還事業 (子ども家庭課)	3,989	22 償還金、利子及び割引料 償還金	3,989 3,989
22 償還金、利子 及び割引料	1,522	135400 自立支援・介護給付費 等事業費府負担金償還 事業 (障害者支援課)	1,522	22 償還金、利子及び割引料 償還金	1,522 1,522

自転車競技事業特別会計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
01 競輪事業収入	40,892,929	4,957,423	45,850,352
02 財産収入	335,375	34,648	370,023
歳入合計	42,260,449	4,992,071	47,252,520

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
01 自転車競技費	40,929,037	4,279,695	45,208,732
02 積立金	635,047	42,376	677,423
03 繰出金	469,599	670,000	1,139,599
歳出合計	42,260,449	4,992,071	47,252,520

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	4,279,695
0	0	0	0	42,376
0	0	0	0	670,000
0	0	0	0	4,992,071

2 歳 入

(款) 01 競輪事業収入 (項) 01 事業収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
01 競輪事業収入	40,892,929	4,957,423	45,850,352
01 事業収入	40,892,929	4,957,423	45,850,352
01 通常開催競輪事業収入	40,892,929	4,957,423	45,850,352

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 勝者投票券売上収入	4,957,423	勝者投票券売上収入	4,957,423 (公営競技事業所)

(款) 02 財産収入 (項) 01 財産運用収入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
02 財産収入	335,375	34,648	370,023
01 財産運用収入	335,375	34,648	370,023
01 通常開催競輪財産運用収入	333,383	34,648	368,031

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 競輪場貸付収入	34,648	本場開催競輪場貸付収入	34,648 (公営競技事業所)

3 歳 出

(款) 01 自転車競技費 (項) 02 開催費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
01 自転車競技費	40,929,037	4,279,695	45,208,732	0	0	0	4,279,695
02 開催費	40,757,167	4,279,695	45,036,862	0	0	0	4,279,695
01 通常開催競輪 費	40,716,627	4,279,695	44,996,322	0	0	0	4,279,695

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
12 委託料	433,814	620400		12 委託料	433,814
		開催事業	439,946	事業実施運営委託料	71,078
13 使用料及び賃借料	6,132	(公営競技事業所)		その他の委託料	362,736
				13 使用料及び賃借料	6,132
				会場等借上料	6,132
18 負担金、補助及び交付金	121,681	620500		22 償還金、利子及び割引料	3,718,068
		投票払戻事業	3,718,068	償還金	3,718,068
		(公営競技事業所)			
22 償還金、利子及び割引料	3,718,068	620800		18 負担金、補助及び交付金	8,652
		全国競輪施行者協議会	8,652	負担金	8,652
		分担事業			
		(公営競技事業所)			
		620900		18 負担金、補助及び交付金	113,029
		J K A 交付事業	113,029	交付金	113,029
		(公営競技事業所)			

(款) 02 積立金 (項) 01 積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 積立金	635,047	42,376	677,423	0	0	0	42,376
01 積立金	635,047	42,376	677,423	0	0	0	42,376
01 積立金	635,047	42,376	677,423	0	0	0	42,376

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
24 積立金	42,376	621500 岸和田競輪場施設改善 基金積立事業 (公営競技事業所)	42,376	24 積立金 積立金	42,376 42,376

(款) 03 繰出金 (項) 01 繰出金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 繰出金	469,599	670,000	1,139,599	0	0	0	670,000
01 繰出金	469,599	670,000	1,139,599	0	0	0	670,000
01 繰出金	469,599	670,000	1,139,599	0	0	0	670,000

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
27 繰出金	670,000	621700 一般会計繰出事業 (公営競技事業所)	670,000	27 繰出金 繰出金	670,000 670,000

後期高齢者医療特別会計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
01 後期高齢者医療保険料	2,727,382	175,095	2,902,477
歳入合計	3,489,187	175,095	3,664,282

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
02 納付金	3,446,822	175,095	3,621,917
歳出合計	3,489,187	175,095	3,664,282

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	175,095
0	0	0	0	175,095

2 歳 入

(款) 01 後期高齢者医療保険料 (項) 01 後期高齢者医療保険料

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
01 後期高齢者医療保険料	2,727,382	175,095	2,902,477
01 後期高齢者医療保険料	2,727,382	175,095	2,902,477
01 後期高齢者医療保険料	2,727,382	175,095	2,902,477

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
01 現年度分	175,095	普通徴収分	127,861 (健康保険課)
		特別徴収分	47,234 (健康保険課)

3 歳 出

(款) 02 納付金 (項) 01 保険料納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 納付金	3,446,822	175,095	3,621,917	0	0	0	175,095
01 保険料納付金	3,446,822	175,095	3,621,917	0	0	0	175,095
01 後期高齢者医療保険料納付金	3,446,822	175,095	3,621,917	0	0	0	175,095

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助 及び交付金	175,095	660300 後期高齢者医療保険料 納付事業 (健康保険課)	175,095	18 負担金、補助及び交付金 負担金	175,095 175,095

介護保険事業特別会計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
03 国庫支出金	4,796,714	221,500	5,018,214
04 支払基金交付金	5,229,532	121,500	5,351,032
05 府支出金	2,659,244	58,750	2,717,994
07 繰入金	3,587,854	64,250	3,652,104
歳入合計	20,203,505	466,000	20,669,505

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
01 総務費	451,687	16,000	467,687
02 保険給付費	18,829,850	450,000	19,279,850
歳出合計	20,203,505	466,000	20,669,505

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
8,000	0	0	0	8,000
213,500	58,750	0	121,500	56,250
221,500	58,750	0	121,500	64,250

2 歳 入

(款) 03 国庫支出金 (項) 01 国庫負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
03 国庫支出金	4,796,714	221,500	5,018,214
01 国庫負担金	3,577,327	87,500	3,664,827
01 介護給付費負担金	3,577,327	87,500	3,664,827
02 国庫補助金	1,219,387	134,000	1,353,387
01 調整交付金	941,297	126,000	1,067,297
06 事業費補助金	0	8,000	8,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 現年度分	87,500	現年度介護給付費負担金	87,500 (介護保険課)
01 現年度分	126,000	現年度調整交付金	126,000 (介護保険課)
01 事業費補助金	8,000	介護保険システム改修事業費補助金	8,000 (介護保険課)

(款) 04 支払基金交付金 (項) 01 支払基金交付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
04 支払基金交付金	5,229,532	121,500	5,351,032
01 支払基金交付金	5,229,532	121,500	5,351,032
01 介護給付費交付金	5,083,006	121,500	5,204,506

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 現年度分	121,500	現年度介護給付費交付金	121,500 (介護保険課)

(款) 05 府支出金 (項) 01 府負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
05 府支出金	2,659,244	58,750	2,717,994
01 府負担金	2,541,105	58,750	2,599,855
01 介護給付費負担金	2,541,105	58,750	2,599,855

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 現年度分	58,750	現年度介護給付費負担金	58,750 (介護保険課)

(款) 07 繰入金 (項) 01 一般会計繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
07 繰入金	3,587,854	64,250	3,652,104
01 一般会計繰入金	3,182,250	64,250	3,246,500
01 介護給付費繰入金	2,353,244	56,250	2,409,494
04 その他一般会計繰入金	451,596	8,000	459,596

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 介護給付費繰入金	56,250	介護給付費繰入金	56,250 (介護保険課)
01 職員給与費等繰入金	8,000	職員給与費等繰入金	8,000 (介護保険課)

3 歳 出

(款) 01 総務費 (項) 01 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
01 総務費	451,687	16,000	467,687	8,000	0	0	8,000
01 総務管理費	160,987	16,000	176,987	8,000	0	0	8,000
01 一般管理費	158,731	16,000	174,731	8,000	0	0	8,000

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
12 委託料	16,000	700300 介護保険システム運用 事業 (介護保険課)	16,000	12 委託料 システム管理・開発委託料	16,000 16,000

(款) 02 保険給付費 (項) 01 介護サービス費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 保険給付費	18,829,850	450,000	19,279,850	272,250	0	121,500	56,250
01 介護サービス費	17,415,000	412,000	17,827,000	249,260	0	111,240	51,500
01 居宅介護サービス給付費	11,300,000	360,000	11,660,000	217,800	0	97,200	45,000
02 施設介護サービス給付費	3,000,000	50,000	3,050,000	30,250	0	13,500	6,250
04 居宅介護福祉用具購入費	20,000	2,000	22,000	1,210	0	540	250
02 介護予防サービス費	556,000	5,000	561,000	3,025	0	1,350	625
05 介護予防サービス計画給付費	110,000	5,000	115,000	3,025	0	1,350	625
04 高額介護サービス等費	500,000	33,000	533,000	19,965	0	8,910	4,125
01 高額介護サービス費	500,000	33,000	533,000	19,965	0	8,910	4,125

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内	訳	
18 負担金、補助 及び交付金	360,000	701100 居宅介護サービス給付 費事業 (介護保険課)	360,000	18 負担金、補助及び交付金 負担金	360,000 360,000
18 負担金、補助 及び交付金	50,000	701300 施設介護サービス給付 費事業 (介護保険課)	50,000	18 負担金、補助及び交付金 負担金	50,000 50,000
18 負担金、補助 及び交付金	2,000	701700 居宅介護福祉用具購入 費給付事業 (介護保険課)	2,000	18 負担金、補助及び交付金 負担金	2,000 2,000
18 負担金、補助 及び交付金	5,000	702700 介護予防サービス計画 給付費事業 (介護保険課)	5,000	18 負担金、補助及び交付金 負担金	5,000 5,000
18 負担金、補助 及び交付金	33,000	703000 高額介護サービス費給 付事業 (介護保険課)	33,000	18 負担金、補助及び交付金 負担金	33,000 33,000

下 水 道 事 業 会 計

令和7年度 下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出
支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 事業費用			千円 6,549,655	千円 36,026	千円 6,585,681	
	1 営業費用		5,986,156	36,026	6,022,182	
		7 総 係 費	139,965	36,026	175,991	

収益的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 事 業 費 用	6,549,655	36,026	6,585,681
項	1 営 業 費 用	5,986,156	36,026	6,022,182

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
7 総 係 費	139,965	36,026	175,991	7 退 職 給 付 費
計	5,986,156	36,026	6,022,182	

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
36,026	退職給付引当金繰入額	36,026

病 院 事 業 会 計

令和7年度 病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出 支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 病院事業費用			千円 17,301,764	千円 145,848	千円 17,447,612	
	1 医 業 費 用		16,635,448	145,848	16,781,296	
		1 給 与 費	7,616,676	30,026	7,646,702	
		2 材 料 費	5,124,363	115,822	5,240,185	

資本的収入及び支出 収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 資本的収入			千円 902,211	千円 26	千円 902,237	
	7 寄 附 金		0	26	26	
		1 寄 附 金	0	26	26	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
1 資本的支出			千円 1,988,200	千円 26	千円 1,988,226	
	4 基金積立金		11	26	37	
		1 基金積立金	11	26	37	

収益的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 病院事業費用	17,301,764	145,848	17,447,612
項	1 医業費用	16,635,448	145,848	16,781,296

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
1 給 与 費	7,616,676	30,026	7,646,702	2 手 当 等
2 材 料 費	5,124,363	115,822	5,240,185	1 薬 品 費
				2 診 療 材 料 費
計	16,635,448	145,848	16,781,296	

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
30,026	超 過 勤 務 手 当 30,026	
92,763	薬 品 費 92,763	
23,059	診 療 材 料 費 23,059	

資本的収入

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資 本 的 収 入	902,211	26	902,237
項	7 寄 附 金	0	26	26

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
1 寄 附 金	0	26	26	1 寄 附 金
計	0	26	26	

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
26	寄 附 金 26	

資本的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資 本 的 支 出	1,988,200	26	1,988,226
項	4 基 金 積 立 金	11	26	37

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
1 基 金 積 立 金	11	26	37	1 病 院 事 業 基 金 積 立 金
計	11	26	37	

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
26	病院事業基金積立金	26

- 1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書
- 2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 3) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
- 4) 補正予算給与費明細書

1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(廃止)

(一般会計)

款	項	事業名	全 体 計 画						前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの 支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳										一 般 財 源
					特 定 財 源										
					国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他							
02	01		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
		7	0				0						0.00		
		8	259,248				259,248	0				259,248	1.66		
		9	6,377,693			4,783,200	1,594,493	0				6,377,693	40.80		
		10	49,807			37,300	12,507	0				49,807	0.32		
		11	5,943,440			4,457,500	1,485,940	0				5,943,440	38.02		
		12	2,976,698			2,232,500	744,198	0				2,976,698	19.05		
		13	23,699			17,700	5,999	0				23,699	0.15		
		計	15,630,585	0	0	11,528,200	4,102,385	0	0	0	0	15,630,585	100.00		

2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加分)

(一般会計)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
岸和田市立自泉会館指定管理料 (自泉会館指定管理事業)	114,190			令和7年度	0					0
				令和8年度	23,002				1,096	21,906
				令和9年度	22,374				1,096	21,278
				令和10年度	22,622				1,096	21,526
				令和11年度	22,870				1,096	21,774
				令和12年度	23,322				1,096	22,226
組立式プール購入 (市立認定こども園整備事業)	2,300			令和7年度	0					0
				令和8年度	2,300				2,300	0
岸和田市立大沢山荘指定管理料 (大沢山荘指定管理事業)	20,314			令和7年度	0					0
				令和8年度	3,969					3,969
				令和9年度	3,946					3,946
				令和10年度	4,037					4,037
				令和11年度	4,132					4,132
				令和12年度	4,230					4,230
岸和田市営駐車場指定管理料 (市営駐車場指定管理事業)	4,230			令和7年度	0					0
				令和8年度	4,230				2,040	2,190
岸和田城指定管理料 (岸和田城指定管理事業)	24,037			令和7年度	0					0
				令和8年度	24,037				15,517	8,520

事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳				
		支出（見込）額		支出予定額		特 定 財 源				一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
岸和田だんじり会館指定管理料 （だんじり会館指定管理事業）	56,430			令和7年度	0					0
				令和8年度	56,430				12,390	44,040
岸和田市二の丸広場観光交流センター指定管理料 （二の丸広場観光交流センター指定管理事業）	14,450			令和7年度	0					0
				令和8年度	14,450					14,450
岸和田市都市公園指定管理料（中央公園等） （公園指定管理事業）	205,150			令和7年度	0					0
				令和8年度	61,030					61,030
				令和9年度	40,030					40,030
				令和10年度	36,030					36,030
				令和11年度	34,030					34,030
				令和12年度	34,030					34,030
岸和田市都市公園指定管理料（北側） （公園指定管理事業）	265,500			令和7年度	0					0
				令和8年度	54,900					54,900
				令和9年度	52,300					52,300
				令和10年度	52,400					52,400
				令和11年度	52,800					52,800
				令和12年度	53,100					53,100
岸和田市都市公園指定管理料（南側） （公園指定管理事業）	249,100			令和7年度	0					0
				令和8年度	51,470					51,470
				令和9年度	49,020					49,020
				令和10年度	49,170					49,170
				令和11年度	49,620					49,620
				令和12年度	49,820					49,820

事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳					
		支出（見込）額		支出予定額		特 定 財 源				一 般 財 源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	府支出金	地方債	その 他		
	千円		千円		千円		千円		千円		千円
組立式プール購入 （幼稚園管理事業）	9,200			令和7年度	0						0
				令和8年度	9,200						9,200
岸和田市立運動広場指定管 理事業 （運動広場等指定管理事 業）	133,100			令和7年度	0						0
				令和8年度	26,620						26,620
				令和9年度	26,620						26,620
				令和10年度	26,620						26,620
				令和11年度	26,620						26,620
				令和12年度	26,620						26,620
岸和田市総合体育館指定管 理事業 （総合体育館指定管理事 業）	424,450			令和7年度	0						0
				令和8年度	84,890						84,890
				令和9年度	84,890						84,890
				令和10年度	84,890						84,890
				令和11年度	84,890						84,890
				令和12年度	84,890						84,890
岸和田市民体育館指定管理 料 （市民体育館指定管理事 業）	64,050			令和7年度	0						0
				令和8年度	14,310						14,310
				令和9年度	12,810						12,810
				令和10年度	12,310						12,310
				令和11年度	12,310						12,310
				令和12年度	12,310						12,310

3) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高			当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	補正前 の額	補正額	補正後 の額	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前 の額	補正額	補正後 の額
				補正前 の額	補正額	補正後 の額	補正前 の額	補正額	補正後 の額			
1 普通債												
(2) 農林水産	396,447		396,447	126,900	12,900	139,800	35,332		35,332	488,015	12,900	500,915
(3) 教 育	6,157,278		6,157,278	923,700	534,200	1,457,900	639,896		639,896	6,441,082	534,200	6,975,282
(4) 公 営 住 宅	1,031,864		1,031,864	94,500	△ 54,000	40,500	78,839		78,839	1,047,525	△ 54,000	993,525
(10) そ の 他	2,330,303		2,330,303	1,462,600	687,400	2,150,000	148,601		148,601	3,644,302	687,400	4,331,702
計	20,882,575	0	20,882,575	4,499,900	1,180,500	5,680,400	2,213,427	0	2,213,427	23,169,048	1,180,500	24,349,548
一般会計計	48,023,585	0	48,023,585	4,499,900	1,180,500	5,680,400	5,060,050	0	5,060,050	47,463,435	1,180,500	48,643,935
合 計	52,266,924	0	52,266,924	4,499,900	1,180,500	5,680,400	5,675,068	0	5,675,068	51,091,756	1,180,500	52,272,256

4) 補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(一般会計)

区 分	職 員 数				給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	会 計 年 度 任 用 職 員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,340	人 0	人 40	人 (2,292)	千円 2,151,753	千円 5,549,537	千円 5,264,374	千円 12,965,664	千円 2,154,886	千円 15,120,550	
補 正 前	1,379	1	41	(2,292)	2,151,753	5,588,078	4,868,285	12,608,116	2,166,259	14,774,375	
比 較	△ 39	△ 1	△ 1	0	0	△ 38,541	396,089	357,548	△ 11,373	346,175	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

	区 分	地域手当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当
職 員 手 当 の 内 訳	補 正 後	千円 606,148	千円 2,538,810	千円 504,067
	補 正 前	608,790	2,557,254	86,892
	比 較	△ 2,642	△ 18,444	417,175

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数			給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,340	人 0	人 40	千円	千円 5,549,537	千円 4,695,085	千円 10,244,622	千円 1,841,404	千円 12,086,026	
補 正 前	1,379	1	41		5,588,078	4,298,996	9,887,074	1,852,777	11,739,851	
比 較	△ 39	△ 1	△ 1		△ 38,541	396,089	357,548	△ 11,373	346,175	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地域手当	期末勤勉 手 当	退職手当
	補 正 後	千円 606,148	千円 2,538,810	千円 504,067
	補 正 前	608,790	2,557,254	86,892
	比 較	△ 2,642	△ 18,444	417,175

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考																				
給 料	△ 38,541	1	その他の増減分	△ 38,541	職員数の異動状況 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">現に在職する</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">職 員 数</td> <td style="text-align: center;">(その他)</td> <td style="text-align: center;">(計)</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td style="text-align: right;">1,340 人</td> <td style="text-align: right;">0 人</td> <td style="text-align: right;">1,340 人</td> </tr> <tr> <td>補正前</td> <td style="text-align: right;">1,379 人</td> <td style="text-align: right;">0 人</td> <td style="text-align: right;">1,379 人</td> </tr> <tr> <td>増 減</td> <td style="text-align: right;">△ 39 人</td> <td style="text-align: right;">0 人</td> <td style="text-align: right;">△ 39 人</td> </tr> </table>		現に在職する				職 員 数	(その他)	(計)	補正後	1,340 人	0 人	1,340 人	補正前	1,379 人	0 人	1,379 人	増 減	△ 39 人	0 人	△ 39 人
	現に在職する																								
	職 員 数	(その他)	(計)																						
補正後	1,340 人	0 人	1,340 人																						
補正前	1,379 人	0 人	1,379 人																						
増 減	△ 39 人	0 人	△ 39 人																						
職員手当	396,089	1	地域手当の増減分	△ 2,642	地域手当の支給率 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="3">補正後</td> <td>支給対象地域</td> <td style="text-align: right;">全地域</td> </tr> <tr> <td>支 給 率</td> <td style="text-align: right;">10 %</td> </tr> <tr> <td>支給対象職員数</td> <td style="text-align: right;">1,340 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補正前</td> <td>支給対象地域</td> <td style="text-align: right;">全地域</td> </tr> <tr> <td>支 給 率</td> <td style="text-align: right;">10 %</td> </tr> <tr> <td>支給対象職員数</td> <td style="text-align: right;">1,379 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国の指定基準に基づく支給率</td> <td style="text-align: right;">10 %</td> </tr> </table>	補正後	支給対象地域	全地域	支 給 率	10 %	支給対象職員数	1,340 人	補正前	支給対象地域	全地域	支 給 率	10 %	支給対象職員数	1,379 人	国の指定基準に基づく支給率		10 %			
		補正後	支給対象地域	全地域																					
支 給 率	10 %																								
支給対象職員数	1,340 人																								
補正前	支給対象地域	全地域																							
	支 給 率	10 %																							
	支給対象職員数	1,379 人																							
国の指定基準に基づく支給率		10 %																							
		2	その他の増減分	398,731	<table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>期末勤勉手当</td> <td style="text-align: right;">△ 18,444</td> </tr> <tr> <td>退職手当</td> <td style="text-align: right;">417,175</td> </tr> </table>	期末勤勉手当	△ 18,444	退職手当	417,175																
期末勤勉手当	△ 18,444																								
退職手当	417,175																								

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職	技能労務職	医療技術職	看護保健職	消 防 職	教 育 職 (高 校)	教 育 職 (幼 稚 園)
補 正 後	平均給料 月 額	円 335,309	円 337,163	円 326,000	円 334,419	円 351,708	円 358,214	円 375,938
	平均年齢	歳 41- 8	歳 47-11	歳 46- 0	歳 42- 9	歳 41- 5	歳 42- 7	歳 45-10
補 正 前	平均給料 月 額	円 335,347	円 334,658	円 323,029	円 338,363	円 351,665	円 362,117	円 377,082
	平均年齢	歳 41- 5	歳 48- 6	歳 45- 0	歳 43- 1	歳 40- 9	歳 43- 6	歳 44- 4

イ 等級別職員数

区 分	等 級	一般行政職		技能労務職		医療技術職		看護保健職		消 防 職		教育職(高校)		教育職(幼稚園)	
		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
補 正 後	1 等級	人 (特1) 4 34	% 0.5 3.9	人	%	人	%	人	%	人	%	人 (特1) 1 1	% 1.6 1.6	人 (特1) 7	% 13.5 0.0
	2 等級	94	10.8					1	2.3	(特2) 11 (2) 31	5.6 15.9	(特2) 4 31	6.3 48.3	31	59.6
	3 等級	68	7.8	4	3.6	2	33.3	3	7.0	51 (9)	26.2	27	42.2	14	26.9
	4 等級	121	14.0	9	8.0	4	66.7	2	4.7	41	21.0				
	5 等級	87 (22)	10.0	47 (6)	41.9			16 (1)	37.2	49	25.2				
	6 等級	219	25.2	26	23.2			10	23.3	9	4.6				
	7 等級	218	25.1	21	18.8			10	23.3						
	8 等級	23 (22)	2.7	5 (6)	4.5			1 (1)	2.3	(11)					
	計	868	100.0	112	100.0	6	100.0	43	100.1	195	100.0	64	100.0	52	100.0
	補 正 前	1 等級	人 (特1) 3 34	% 0.3 3.7							人 (特2) 13 (2) 3	% 6.7 1.5	人 (特2) 4 1	% 6.3 1.6	人 (特1) 7
2 等級		94	10.4					2	4.7	(特2) 13 (2) 31	6.7 15.9	(特2) 4 30	6.3 46.8	35	67.3
3 等級		69	7.6	3	2.7	2	33.3	3	7.0	43 (9)	22.1	28	43.7	10	19.2
4 等級		117	12.9	9	8.0	4	66.7	1	2.3	43	22.1				
5 等級		79 (23)	8.7	51 (6)	45.6			18 (1)	41.8	50	25.5				
6 等級		207 (1)	22.8	23 (6)	20.5			9 (1)	20.9	12	6.2				
7 等級		278	30.7	17	15.2			10	23.3						
8 等級		26 (24)	2.9	9 (6)	8.0			(1)		(11)					
計		907	100.0	112	100.0	6	100.0	43	100.0	195	100.0	64	100.0	52	100.0

() 内は任期付短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員数

